

平成30年度予算の確保に向けた 国への要望



第76回国民体育大会



第21回全国障害者スポーツ大会



©インターハイ



三重とこわか国体
三重とこわか大会

ときめいて人 かがやいて未来 2021

平成29年11月 三重県

目 次

【要望項目】

- 1 働き方改革の推進
 - (1) 中小企業等における働き方改革・人材確保に向けた支援の充実(厚生労働省)…………… 1
 - (2) 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組(厚生労働省)…………… 3
- 2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進
 - (1) 「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた取組の推進(厚生労働省)…………… 7
 - (2) いじめ・不登校対策の推進(文部科学省)…………… 11
- 3 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化(国土交通省)・ 13
- 4 スポーツを通じた地域活性化への支援(内閣官房、スポーツ庁)…………… 15
- 5 訪日外国人旅行者の増加に向けて地方を重視した誘客の促進(国土交通省、観光庁)…………… 19
- 6 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保(内閣府)…………… 21
- 7 地域における家庭教育推進への支援(文部科学省)…………… 23
- 8 地方創生インターンシップの推進(内閣官房)…………… 25

9	グローバル化に対応する強い農業の構築に向けた支援の充実・強化(農林水産省)……………	27
10	強い農林水産業を支える基盤づくりの充実・強化(農林水産省)……………	29
11	農山漁村の活性化に向けた支援の充実・強化(農林水産省、厚生労働省)……………	31
12	国立公園ステップアッププログラムの推進に向けた施策の充実・強化(環境省)……………	33
13	「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進(国土交通省、総務省、気象庁)……………	35
14	「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」に資する社会資本整備の推進(国土交通省) …	53
15	「豊かで活力のある地域づくり」に資する社会資本整備の推進(国土交通省)……………	61
16	四日市港の港湾・海岸事業の推進(国土交通省)……………	67
17	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実(総務省)……………	71
18	ゴルフ場利用税の堅持・地方消費税の清算基準見直し・森林環境税(仮称)における 国と地方の役割整理(総務省)……………	73

1 働き方改革の推進

(1) 中小企業等における働き方改革・人材確保に向けた支援の充実

(厚生労働省)

【要望項目】 制度・予算

地域において働き方を推進するためには、中小企業・小規模企業等が主体となり、働く人の視点で実践することが重要であることから、企業の取組を促進するため、自由民主党の雇用問題調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会合同会議で提案された各都道府県に設置する会議体を中心とした体制づくりを進めるとともに、その会議体を通じて企業の自主的な活動を支援できるよう、国において仕組みを構築すること。

《現状・課題等》

- 国においては、本年3月「働き方改革実行計画」を策定し、長時間労働の是正や柔軟な働き方が行いやすい環境整備など、「働く人の視点に立った働き方改革」を実現するため、改革の理念を盛り込んだ基本法の策定に向けた取組を進めています。
また、6月に行われた自由民主党の雇用問題調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会合同会議（以下、「自由民主党合同会議」）において、企業の取組を推進するため、都道府県単位での会議体設置に関して提案がありました。
- 本県においては、8月の有効求人倍率が1.62倍と、1.4倍以上が1年以上継続するとともに、就業地別の有効求人倍率では全国でも上位となるなど労働力不足の状況が続いています。また、県が実施した県内事業所アンケートでは、人材不足を経営課題にあげる企業が昨年度より2.4ポイント増の66.3%となり、県内企業における人材確保の困難さが鮮明となっています。
こうした中、本県では、企業の自主的な活動を後押しし、自走できる取組へと発展させていくため、行政、労働者団体、商工団体等からなる「三重県働き方改革会議」の設置に加え、企業向けセミナーの開催、専門家派遣による個別の長期コンサルティングの実施等により企業における働き方改革の取組を支援しています。さらに8月に自治体単独では全国初となる金融機関との働き方改革に関する協定を締結しました。
これらの取組により、コンサルティングを受けた企業において採用エントリーが5倍（調剤薬局）、介護施設での離職者ゼロなどの成果が出るとともに、企業主導による情報交換会や勉強会が開催されるなど自主的な展開も始まっています。
- 働き方改革を中小企業等や地域社会全体に根付かせ、企業における人材の確保・定着、生産性の向上につなげるためには、地域のフロンティア企業による実践的な勉強会やネットワークづくりなど、引き続き企業の自主的な活動を後押しすることが必要です。
そのためには、自由民主党合同会議で提案された各都道府県に設置する産・金・労・官からなる会議体を中心とした体制づくりを進めるとともに、その会議体を通じて企業の自主的な活動を支援できるよう、国がその必要経費を助成できる制度を創設するなどの仕組みづくりが必要です。

1 働き方改革の推進

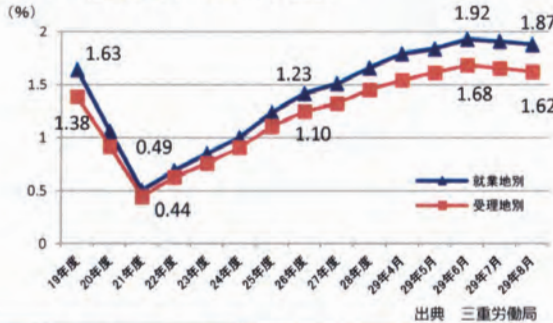
(1) 中小企業等における働き方改革・人材確保に向けた支援の充実

(厚生労働省)

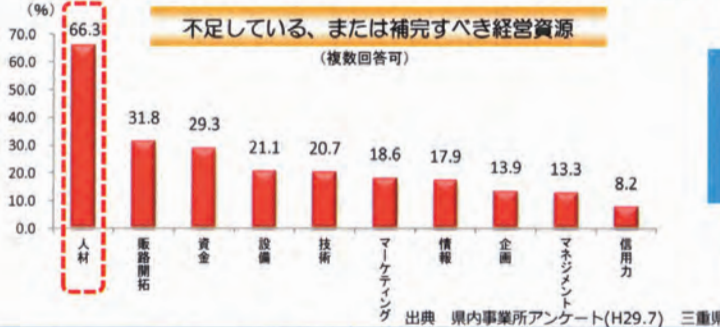
現状

なぜ今三重県で働き方改革が必要か

■平成29年8月の有効求人倍が1.62倍
1.4倍以上が16か月連続

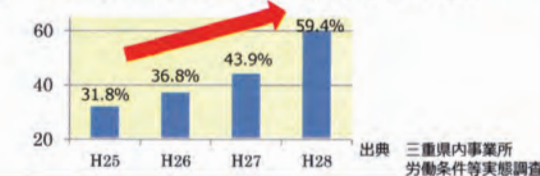


■66.3%の企業で「人材確保」が課題
61.4%の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答



- 三重県内の中小企業では人材不足が大きな課題
- 人材確保、生産性向上のためには、誰もが能力を発揮できる「働き方改革」を企業自らが行うことが重要

ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業の割合



三重県の取組

企業の自主的な活動を後押しし、自走できる取組へ

県内中小企業の先進事例

平成27年度から地方創生交付金を活用して、県内企業の「ワーク・ライフ・バランス」を支援

- 意識改革セミナー
- 「ナポレオ」養成
- 専門家のサポート
- 報告会の開催

「採用エントリー数が5倍！」
(調剤薬局業：従業員数 約60名)

- 少人数でも回るシフト、業務の効率化など女性が働きやすい職場づくり
- ⇒採用エントリー数が前年の5倍に向上！

「介護施設で、離職者ゼロ！」
(介護事業：従業員数 約70名)

- 「感謝の言葉」→コミュニケーションが活発化
- ⇒信頼関係の向上、積極性の発揮
- ⇒職員満足度向上！

既に生産性向上に取り組んできた経営者が「働き方改革」をイノベーションツールとして活用 ⇒大きな成果に！

県内企業への普及

- 「働き方改革」全国シンポジウムが三重県で開催
- 県内企業向けセミナー開催



- ・「働き方改革」全国シンポジウムに約200名参加
- ・本県の取組を紹介→全国へ拡散
- ・セミナーに県内外から160名参加！

行政

先進企業の取組が普及に直結

県内企業の自走的取組

- 中小企業家同友会等における会員企業向けセミナー開催
- 企業主導の「働き方改革」情報交換会



- ・県内フロンティア企業が自らの取組を拡散
- ・相互に意見交換を進め、自走できる取組へ！

企業×行政

企業

企業等の実態把握、支援策の検討等によりサポート

三重県内での
水平展開！！

課題

自走し始めた県内企業の動きをさらに加速化するためには、引き続き企業の後押しが必要！！

三重県働き方改革会議（産・金・労・官からなる会議体）

【要望項目】

地域において働き方改革を推進するためには、中小企業・小規模企業等が主体となり、働く人の視点で実践することが重要であることから、企業の取組を促進するため、自由民主党の雇用問題調査会、中小企業・小規模事業者政策調査会合同会議で提案された各都道府県に設置する会議体を中心とした体制づくりを進めるとともに、その会議体を通じて企業の自主的な活動を支援できるよう、国において仕組みを構築すること。

1 働き方改革の推進

(2) 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組

(厚生労働省)

【要望項目】 **制度**・**予算**

1 医師の確保に向けた取組

- (1) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 若手医師が医師不足地域において地域医療を担うため、キャリア形成に対する支援だけでなく、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要であることから、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
- (4) 短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、子育て中の医師等の就労継続・復職支援等に取り組む医療機関に対する評価について診療報酬へ反映すること。

2 看護職員の確保・育成に向けた取組

今後の医療・介護・福祉・保健を担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

《現状・課題等》

- 医師を確保・育成していくため、本県では、県内に勤務する意思のある医学生に対して修学資金を貸与しており、県内の医師数は徐々に増加していますが、地域偏在の課題解消には、まだ時間を要する状況にあります。引き続き、地域偏在の解消に向けて、医師確保を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、今後、県内の中核病院から医師不足地域の医療機関への医師の配置を進めていくため、長期的な観点から十分な予算確保が必要です。
- 平成29年4月6日にとりまとめられた「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」報告書では、地方で勤務する意思のある医師が多いものの、医師が勤務を敬遠する理由として、労働環境への不安や希望する内容の仕事ができないという理由の他、特に若い世代では研修環境などキャリア形成への不安が挙げられています。一方、本県が臨床研修医に対して実施したアンケート結果によると、へき地勤務の希望時期が専門医資格取得後や独身時が多く、出産前や子育て世代では、へき地勤務希望が少ない傾向がありました。

このため、若手医師が医師不足地域において地域医療を担うためには、平成 30 年度予算概算要求がなされているキャリア形成に対する支援だけでなく、子育て支援など働きやすい環境整備が必要であることから、勤務環境改善の取組に対する十分な予算確保が必要です。

- 医師をはじめとした医療従事者の勤務環境の改善を図るためには、医療機関の主体的な取組を通じて、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備等を図りつつ、制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなどの勤務環境改善に取り組む必要があります。
- 本県では、平成 27 年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、8つの医療機関を認証しています。さらに、勤務環境改善の取組を進めるため、改善部分がある医療機関に対しては、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）が助言・支援を行っています。
医師等の働き方改革を進めていくためには、当該認証制度を国の制度とし、審査項目の見直しなど評価内容の精度を高めていくとともに、診療報酬への反映や認証を受けた医療機関への助成など国全体で取り組む必要があります。
- 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約6割の看護職員が「キャリアデザインがない」と回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。
- 在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、在宅医療介護連携のキーパーソンとなる看護職員が、多職種と連携しながら患者のケアを中心的に担うことが求められています。本県では「三重県プライマリ・ケアセンター」を設置し、多職種連携により地域でプライマリ・ケアを実践できる看護師等の育成を行っているところです。
- 一方、在宅ケアに資するため、褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の医療ケアを医師の判断を待たずにタイムリーに提供することができる看護師（特定行為研修修了者）についても、育成・確保を図る必要があります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 健康保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

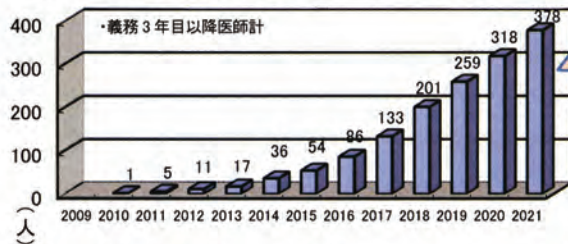
1 働き方改革の推進

(2) 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組 その①

(厚生労働省)

医師の確保・育成に向けた取組

■三重県修学資金貸与者の勤務開始時期と人数

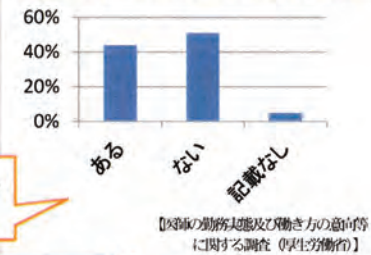


初期研修を終えた義務3年目以降の医師数は、2017年度(平成29年度)時点で133名

医師の44%が地方で勤務する意向あり

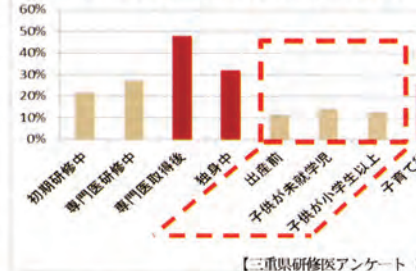
医師数は増加傾向だが、地域偏在の課題が残る

■医師の都市部以外で勤務する意向



【医師の勤務意向及び働き方の意向等に関する調査(厚生労働省)】

研修医のへき地勤務希望時期



へき地勤務希望時期は専門医資格取得後や独身時が多く、出産前や子育て世代ではへき地勤務希望が少ない傾向

■三重県医師看護師需給状況調査(H25)

地域	需要量	2010年		2015年		2020年		2025年		2030年		2035年	
		(人数)	(率)	(人数)	(率)	(人数)	(率)	(人数)	(率)	(人数)	(率)	(人数)	(率)
北勢	1,692	1,349	-20%	1,770	-21%	1,819	-18%	1,859	-16%	1,878	-14%	1,872	-12%
中勢伊賀	614	923	50%	633	51%	641	60%	643	67%	637	75%	624	82%
伊賀サブ	388	202	-48%	396	-48%	398	-44%	396	-42%	388	-39%	373	-35%
南勢志摩	505	471	-7%	514	-5%	513	2%	511	7%	505	12%	494	18%
伊勢志摩サブ	563	462	-18%	562	-15%	552	-8%	537	0%	517	7%	491	15%
東勢州	202	118	-42%	196	-38%	189	-32%	179	-26%	168	-19%	155	-10%
県全体	3,964	3,525	-11%	4,072	-10%	4,111	-5%	4,125	-1%	4,093	-3%	4,008	8%

「地方勤務の意思がない理由」として、**専門医の取得や仕事内容への不安**などがある。

若手医師の勤務や女性医師の増加にあわせて、キャリア形成支援だけでなく、**子育て支援など働きやすい環境の整備**も必要

全国初!

■「女性が働きやすい医療機関」認証制度(平成27年度三重県創設)

妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなど、勤務環境改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。これまでに8医療機関を認証。



【平成28年度認証式】

＜認証医療機関からの声＞
 ・職員モチベーションが上がり、離職率が改善した
 ・就業希望者が増えた
 ・職員の意識向上につながった など
 【認証医療機関へのアンケート(H27)】



【要望項目】

- (1) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 若手医師が医師不足地域において地域医療を担うため、キャリア形成に対する支援だけでなく、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要であることから、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
- (4) 短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、子育て中の医師等の就労継続・復職支援等に取り組む医療機関に対する評価について診療報酬へ反映すること。

【健康福祉部】

1 働き方改革の推進

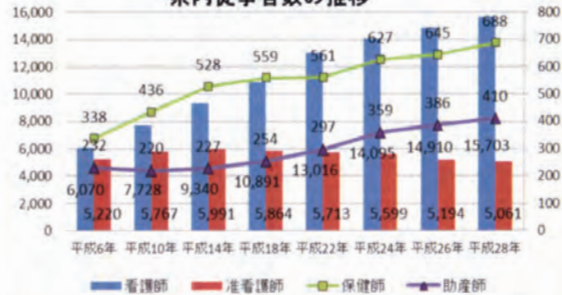
(2) 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組 その②

(厚生労働省)

三重県の看護職員不足の現状

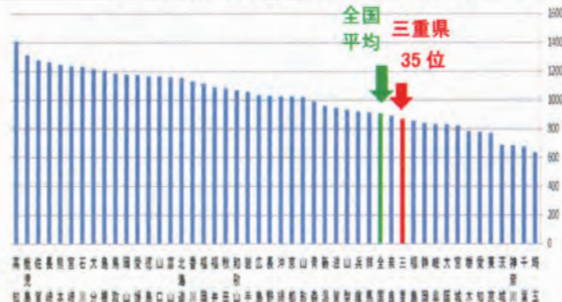
看護職員数は、年々増加しているが、不足は依然深刻

県内従事者数の推移



出典：厚生労働省「平成6～28年衛生行政報告例」

都道府県別看護師数 (人口10万人対)



出典：厚生労働省「平成28年衛生行政報告例」

●キャリアデザインが特にない者 1,825人 (63.6%)

【H27年度三重県看護職員のキャリアアップ形成に関する調査 (三重県) 有効回答率49.5% (2,870/5,800人)】

多様なキャリアデザインを支援

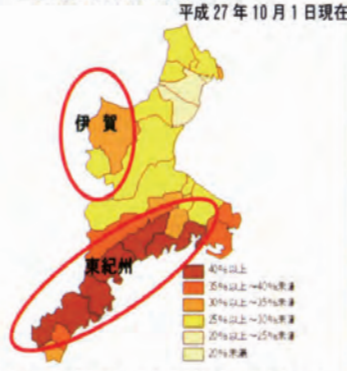
三重県の在宅医療の現状

三重県における医療需要推



出典：厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査 (H26年末)

三重県市町別高齢化率



出典：三重県戦略企画部統計課「年齢別人口」

三重県の取組

○多職種連携により地域でプライマリ・ケアを実践できる医療介護従事者育成のための教育・研究機関として三重県プライマリ・ケアセンターを設置。

◆医療過疎地域で活躍が期待されるプライマリ・ケアエキスパートナースを育成 (県立一志病院)



第3回プライマリ・ケアエキスパートナース研修会
「介護施設における看護の役割を理解し、介護施設の看護師との連携を深める」

※プライマリ・ケアエキスパートナースとは・・・

身近にあって、何でも相談のしてくれる総合的な看護を提供し、患者の思いや家族・地域を大切にすることをもちながら、多職種と連携しつつ地域に貢献できる高度な知識・技術・態度を修得した看護師。

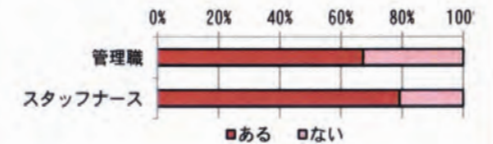
在宅ケアの向上のために

在宅医療に必要な褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の一定の医療行為(特定行為)を、医師等の判断を待たずに、手順書に基づいて提供できる看護師を養成することにより、患者へのケアの質の向上をめざす。

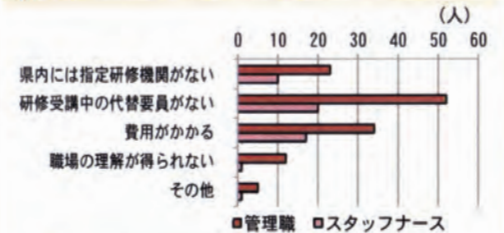
●訪問看護師への意識調査

【平成28年6月三重県実施】

日頃の訪問看護の現場で特定行為研修の必要性を感じられることがあるか



特定行為研修を受講するにあたり、支障となることは何か



特定行為研修の受講促進

【要望項目】

2 今後の医療・介護・福祉・保健を担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

(1) 「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた取組の推進

(厚生労働省)

【要望事項】 制度・予算

- 1 「新しい社会的養育ビジョン」(以下、「新ビジョン」)に基づく取組の推進にあたっては、子どもや保護者といった当事者の視点を十分にふまえつつ、国と地方、関係団体との協議の場を通じて得た意見を取り入れること。また、国民の理解と協力が不可欠であるため、国が主体となった本格的な啓発活動を積極的に展開し、新しい社会的養育の考え方をはじめ、これからの里親制度や法律的要件の見直しが行われている特別養子縁組などについて国民への浸透を図ること。
- 2 ケアニーズに応じて委託費を加算できる制度など里親手当を充実するとともに、里親養育の職業化を検討すること。また、諸外国でも多く活用されているキンシップ・ケアを推進するため、親族里親要件の緩和(保護者の行方不明等の場合)を検討すること。
- 3 里親のリクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関事業の在り方を明示するとともに、円滑な実施に向け、経済的支援など、同事業を適切に実施できる仕組みを早期に構築すること。
- 4 市町村が子育て世代包括支援センター等で実施する子育て支援事業、母子保健事業に対する財政支援策を充実させるとともに、施設職員が専門性を生かして市町村の取組を支援する仕組みなどを構築し、市町村の在宅支援体制を強化すること。また、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築すること。
- 5 児童相談所が子どもの権利保障の拠点として、「新ビジョン」の実現に向けた取組を着実に推進できるよう、機能分化(調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能)および機能強化(相談支援・一時保護)を図るとともに、里親委託の専門部門の設置を義務づけ、それらが可能となるよう地方交付税上の措置を講じること。
- 6 施設の従来への努力が発展的に引き継がれる形の将来像を早急に明示するとともに、その実現に向け、施設が実施する専門性の向上や多機能化、他施設との複合化に対する具体的な支援策を構築すること。
- 7 「新ビジョン」に基づく都道府県等計画の見直しにあたっては、国の方針と支援策を明確に示すとともに、各都道府県等が「新ビジョン」の実現に向け、各地域の現状と課題をふまえて設定する工程や目標を尊重すること。
- 8 子どもの未来に寄与し、予防できる子どもの死を無駄にすることなく再発防止につなげていくため、CDR(全ての子どもの死の検証)の制度整備を図ること。

《現状・課題等》

- 「新しい社会的養育ビジョン」(以下、「新ビジョン」という。)は、平成28年に改正された児童福祉法の理念をふまえ、子どもが権利の主体であることを明確にした上で、社会的養育の充実を図るため、家庭への養育支援から代替養育までのビジョンと工程が示されており、これからの取組の指針となると考えられます。「新ビジョン」の実現には、国民全体の認知度を高め、理解を深めていくことが不可欠であるため、国が主体となって地方と一体となった本格的な啓発・広報活動を積極的に展開する必要があります。

- 「新ビジョン」がめざす里親委託の数値目標を達成するには、里親登録者数を大幅に増やす必要があるため、里親制度を見直し、里親手当を充実させるとともに、子どもの困難度や提供するサービスなどのケアニーズに応じて委託費を加算できる制度とするなど、里親の新規登録の促進を図る必要があります。また、職業としての里親が定着するよう社会意識の形成を進めることも必要です。さらに、国連の代替養育に関するガイドラインでは、親族による養育が最初に選択すべき手段とされており、親族里親制度が諸外国で多く活用されています。日本でもこの制度の活用を促進するために、親族里親の要件緩和（保護者の行方不明等の場合）を検討する必要があります。

【参考】 本県の現状値に基づく試算では、新ビジョンの目標を達成するには、里親・ファミリーホームへの委託を現在の121名から10年後には294名（2.43倍）にする必要がある。また、里親登録数も262名から637名に増やす必要があり、過去最多の昨年度の登録者数（29名）を大きく上回る毎年38名の登録のペースを10年間続けなければならない計算となる。

- 「新ビジョン」が求めている里親委託率50%以上をめざした場合、対応の難しいケースも含めて里親委託を進めていく必要があります。これに対応していくには、里親の意識の向上やスキルアップ、さらには里親の支援体制の構築が不可欠であるため、国として、里親のリクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関事業の在り方を明示するとともに、円滑な実施に向け、経済的支援など適切な支援の仕組みを確立する必要があります。
- 市町村が子育て世代包括支援センター等で実施する子育て支援事業、母子保健事業に対する財政支援策を充実させるとともに、施設職員が専門性を生かして市町村の取組を支援する仕組みなどを構築し、市町村の在宅支援体制を強化する必要があります。また、里親制度の推進にあたっては、都道府県と市町村との連携した取組が不可欠であるため、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築する必要があります。

参考) 児童福祉法

〔都道府県が行う業務〕

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

(略)

へ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
- (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

- 施設入所から里親委託へのシフトが進めば、そのフォローを行う児童相談所の業務量増大が見込まれます。また、家庭復帰計画の策定や養子縁組の推進などの永続的解決をめざしたソーシャルワークを実施するには、組織体制の一層の強化が不可欠です。「新ビジョン」に基づき、児童相談所が子どもの権利保障の拠点として取組を着実に推進できるようケースワーカーを増員し、調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させるとともに、機能の強化（相談支援・一時保護）を図る必要があります。また、里親委託のコーディネートや里親の研修、パーマネンシー保障のための家庭復帰計画、養子縁組推進等を進める専門部門の設置を義務づけ、それらが可能となるよう地方交付税措置を講じていく必要があります。
- 施設の存続に影響しかねない抜本改革の方針や数値目標の変更が十分な説明のないまま「新ビジョン」が示されたため、施設関係者の納得が得られていない状況です。国が早急に、従来の努力が発展的に引き継がれる形の将来像を明示し、新たな社会的役割に対する支援策（財政的支援、人材育成面の支援など）を提示することが必要です。（本県の試算では、計画後 10 年で県内で 173 名の措置児童数減（403 名⇒230 名）が見込まれています。）
 - 【参考】施設関係者からの意見には次のようなものがある。
 - ◇受け入れ体制が整わない中で原則里親に移行し、ケアニーズに応えられるのか。
 - ◇行政と連携して推進している現在の 15 年計画をわずか 3 年で見直すことや、小規模化・地域分散化の検証が不十分なことへの不信感
 - ◇先行きの不透明さがもたらす人材流出、入所者の減による経営難への危機感 等
- 本県では、平成 27 年度から三重県家庭的養護推進計画に基づく取組を積極的に推進し、全国平均を大きく上回るペースで委託率を上げてきましたが、「新ビジョン」をふまえると、これまでの計画を大きく見直す必要があります。「新ビジョン」では、市区町村や児童相談所、施設などの役割を大きく見直すことを前提に目標を設定していますが、中核市から小規模市町村までを抱える都道府県においては、政令市と異なり、調整を進める上での課題も多く、これまで連携して取組を進めてきた関係者とこれまでの成果と課題を検証した上で、新たな目標の設定や工程を検討していく必要があります。
- 本県では、現在、有志の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死を防止する政策に生かすため、県レベルの CDR 実施に向けて検討を行っています。しかし、現段階では、死亡検証のための正確なデータ収集の在り方、個人情報の保護や守秘義務から各関係機関の情報共有が困難であること等課題も多く、国における集約システム構築や関係機関からの情報提供を可能とするための法的整備が必要です。

2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

(1)「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた取組の推進

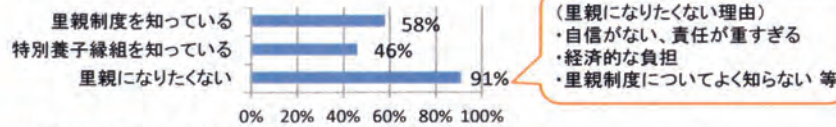
(厚生労働省)

里親・ファミリーホームの現状と課題

〈里親委託率について〉
(平成27年度末)
三重県 21.0%
全国平均 17.5%

〈新しい社会的養育ビジョン〉
・3歳未満の子ども 概ね 5年以内に75%
・3歳以上就学前の子ども 概ね 7年以内に75%
・学童期以降の子ども 概ね 10年以内に50%

〈里親制度・特別養子縁組に関する全国調査〉 (H28.3 日本財団調査より抜粋)



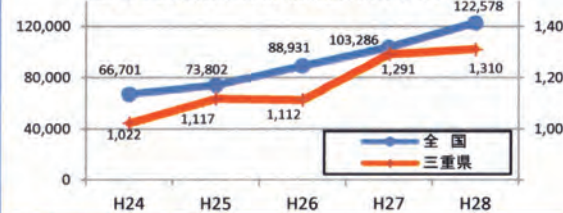
〈里親委託児童の被虐待経験や障がいの有無について〉
(H25.2 厚生労働省による児童養護施設等調査結果より抜粋)
被虐待経験のある児童の割合 31.1%
心身の障がい等のある児童の割合 20.6%

課題 ・里親登録者を大幅に増やす必要がある
・里親の養育力の向上、里親支援体制の構築が不可欠

児童相談所の現状と課題

〈現状〉・平成26年度に策定した『三重県家庭的養護推進計画』に基づく取組を推進
・虐待相談対応数の増加
・里親委託推進に向けた取組による業務量の増加

〈全国・三重県の虐待相談対応件数の推移〉



〈新しい社会的養育ビジョン〉
・都道府県計画の見直し
・子どもの権利保障の拠点としての役割
・児童相談所の機能分化・機能強化
・里親委託推進
・一時保護の在り方の検討
・司法関与の整備
・永続的解決を目指したソーシャルワーク

課題 ・国の方針と支援策の迅速な提示
・機能分化、機能強化に向けた財政支援
・職員の専門性向上
・里親業務を担う専門部門の設置

乳児院・児童養護施設の現状と課題

〈現状〉 (入所機能)
・要保護児童の80%以上が生活
・多職種によるチーム養育
・一時保護
・里親支援専門相談員の活動
(地域支援機能)
・児童家庭支援センター

〈新しい社会的養育ビジョン〉
【新たな社会的役割】
(入所機能) (アセスメント機能)
・ケアニーズの高い児童 (一時保護)
・施設の小規模・分散化 (乳幼児のアセスメント)
(相談・通所機能) (里親支援)
・児童家庭支援センターの充実 (フォスタリング機関事業)

課題 ・施設に大きな影響を与えるビジョンの説明が不十分
・施設の専門性の向上と多機能化に向けた方針の明示と財政支援が必要

市町村の子ども家庭支援体制の充実

〈新しい社会的養育ビジョン〉
・子どものニーズにあったソーシャルワーク体制づくり
・子ども・子育て支援、子どもの貧困対策など、全体的な施策の充実
・ショートステイ事業の充実、親子入所支援の創設

課題 ・市町村の在宅支援体制を強化するための仕組みづくりと財政支援
・里親の普及啓発に取り組む市町村への財政支援

CDRの制度整備

〈新しい社会的養育ビジョン〉
・子どもの死を検証し、子どもを守る制度や技術の向上をめざし、CDR制度をおおむね5年以内に確立

課題 ・検証のためのデータ収集の在り方
・個人情報の保護や守秘義務から、関係機関での情報共有が困難

【要望項目】

- 1 「新しい社会的養育ビジョン」に基づく取組の推進にあたっては、子どもや保護者といった当事者の視点を十分にふまえつつ、国と地方、関係団体との協議の場を通じて得た意見を取り入れること。また、国が主体となった本格的な啓発活動を展開し、新しい社会的養育の考え方や里親制度、特別養子縁組などについて国民への浸透を図ること。
- 2 ケアニーズに応じて委託費を加算できる制度など里親手当を充実するとともに、里親養育の職業化を検討すること。また、キンシップ・ケアを推進するため、親族里親要件の緩和を検討すること。
- 3 里親フォスタリング機関事業の在り方を明示するとともに、経済的支援など適切な支援の仕組みを早期に構築すること。
- 4 市町村が在宅支援体制を強化できるよう財政支援策を充実させるとともに、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築すること。
- 5 児童相談所が「新ビジョン」の実現に向けた取組を着実に推進できるよう、機能分化および機能強化、里親委託の専門部門の設置が可能となる地方交付税上の措置を講じること。
- 6 施設の従来の努力が発展的に引き継がれる将来像を早急に明示し、施設が実施する専門性の向上や多機能化、他施設との複合化に対する具体的な支援策を構築すること。
- 7 「新ビジョン」に基づく都道府県等計画の見直しにあたっては、国の方針と支援策を明示するとともに、各都道府県等が現状と課題をふまえて設定する工程や目標設定を尊重すること。
- 8 子どもの未来に寄与し、予防できる子どもの死を無駄にすることなく再発防止につなげていくため、CDR(全ての子どもの死の検証)の制度整備を図ること。

2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

(2) いじめ・不登校対策の推進

(文部科学省)

【要望項目】 制度・**予算**

いじめをはじめ様々な悩みを抱える子どもに的確に対応するため、SNSを活用した相談体制の構築やシステム運用に係る経費および相談員の人件費や、いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に係る人件費および実践的な教材の開発に係る経費等、調査研究事業の実施に係る必要な予算を確保すること。また、いじめは社会全体の問題であるとの認識に立ち、いじめ対策に学校、家庭、県民、事業者等が連携協力して、社会総がかりで取り組む地域を、調査対象として選定するとともに、年度当初から事業着手ができるよう、速やかに事業の実施に係る要項を示すこと。

《現状・課題等》

- 本県では、「三重県いじめ防止条例（仮称）」を制定（平成30年3月を予定）し、社会総がかりでいじめ防止に取り組むこととしています。いじめ防止には、子どもたち一人ひとりが互いに尊重し、認め合い、勇気を出して主体的に行動できる力を育むこと、子どもたちやその保護者にとってより相談しやすい環境を充実させることが重要です。
- 本県はいじめの認知件数は増加傾向にあり、教員は積極的にいじめを認知するとともに、早期発見に努めています。しかし、子どもたちの発するサインを見つけることが難しい事案が、パソコンや携帯電話等によるいじめです。問題行動等調査におけるいじめの態様のうち、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が全認知件数に占める割合は、すべての校種において増加傾向にあります。パソコンや携帯電話等によるいじめの防止対策として、子どもたちがより相談しやすい環境をつくり出すことが重要であり、子どもたちの身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談窓口が必要となっています。また、SNSによる通報は周囲に知られずにできることから、子どもたちがいじめを目撃した際、傍観者とならずに通報でき、いじめを抑止するために主体的に行動することが期待できます。このため、本県ではSNSを活用した相談と電話相談の双方の長所を生かした相談のあり方について調査研究し、常設化に向けて検討していくこととしています。
- 本県においては、平成29年度に「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業を活用し、弁護士によるいじめ防止授業を実施したところであり、現在、弁護士の助言をふまえ「いじめ事例別ワークシート（仮称）」の作成を進めています。平成30年度は、授業を通じて「三重県いじめ防止条例（仮称）」を周知するとともに、子どもたちがいじめ防止に主体的に行動できるよう、ワークシートを活用した弁護士によるいじめ予防授業を定着させることとしています。さらに、弁護士がその専門性を生かし、いじめ解決に向けた提案を行うなどして多忙な学校現場を支援することも検討しています。
- こうした取組を推進するためには、「SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究（新規）」および「いじめ防止対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究（継続）」事業の予算を確保するとともに、年度当初から事業着手ができるよう、速やかに事業の実施に係る要項が示される必要があります。

2 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

(2) いじめ・不登校対策の推進

(文部科学省)

◆三重県におけるいじめ認知件数

	H24	H25	H26	H27
小学校	975	621	536	871
中学校	630	529	310	504
高等学校	126	54	61	125
特別支援学校	7	5	3	10
合計	1,738	1,209	910	1,510

◆「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」認知件数に占める割合【三重県】

(%)	H24	H25	H26	H27
	3.8	5.8	5.6	6.2

相談体制の充実

【SNSを活用した相談窓口】
若年層が活用しやすいスマートフォン等を活用したいじめや悩みを相談できる窓口の設置

いじめの相談
電話相談【併用】

◆「SNSで悩みを相談できる窓口がある」とすれば、あなたは利用しますか」

わからない	11%
利用しない	11%
必要があれば利用する	56%
利用する	22%

「高校生 ICT Conference in 三重」アンケート集計

【弁護士によるいじめ相談】

弁護士 → 課題解決を検討・提案 → 学校教員

弁護士がその専門性を活かした解決策を検討・提案し、多忙な教員を支援

主体的に行動する力の育成

【SNSを活用した取組】

いじめを抑止するための主体的な行動

啓発
条例の基本理念
いじめの防止の重要性
いじめの相談制度

【弁護士によるいじめ防止授業】

- ・弁護士会と連携した出前授業
- ・「いじめ事例別ワークシート」の活用
- ・授業を通じた三重県いじめ防止条例の周知

三重県いじめ防止条例(仮称)
～社会総がかりでのいじめ防止の取組～
(H30.3制定予定)

- いじめは社会全体の問題であることを周知・啓発
- 子どもたちが主体的に行動する力を育成
- いじめについて相談・通報しやすい窓口を設置

すべての県民が「心豊かに安全・安心で快適に生活できる」社会の実現

◆いじめ相談のための弁護士派遣校数

H27	H28	H29 (4月～8月)
1校	6校	3校 ※ 対象: 小・中・高等学校

◆弁護士と教師によるいじめ防止授業の実施

子どもたちの感想

- ・いじめが始まった時、一番大事なのは、周りにいる人だ
- ・ささいな一言で相手は傷ついてしまうことがわかった
- ・いじめられている子が「辛い」と言える信頼できる人になる
- ・いじめはひとつの勇気で止めることができる

選定に感謝!

【要望項目】
いじめをはじめ様々な悩みを抱える子どもに的確に対応するため、SNSを活用した相談体制の構築やシステム運用に係る経費および相談員の人件費や、いじめ防止等の対策のためのスクールロイヤー活用に係る人件費および実践的な教材の開発に係る経費等、調査研究事業の実施に係る必要な予算を確保すること。
また、いじめは社会全体の問題であるとの認識に立ち、いじめ対策に学校、家庭、県民、事業者等が連携協力して、社会総がかりで取り組む地域を、調査対象として選定するとともに、年度当初から事業着手ができるよう、速やかに事業の実施に係る要項を示すこと。

3 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【要望項目】 制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等を検証し、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 リニア中央新幹線の日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルートと駅位置を速やかに公表し、工事に着手するとともに、効率的に工事等を進めて円滑な開業につなげていくことが重要と考えています。

このため、沿線自治体が一体となり、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を新たに立ち上げ、事業主体のJR東海等への協力体制を構築したところです。平成29年度骨太の方針で掲げられた「建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。」については、沿線自治体等とも連携して取組を進め、早期の公表実現を図る必要があります。

また、現在、進められている東京・名古屋間の建設工事等を検証し、工事進捗上の行政手続きにかかる課題等を継続的に把握して、今後の工事や事業の円滑化等に効果のある対策を講じておくことが有効と考えており、例えば、「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」で求めている大深度地下使用等に関する手続きの円滑化など、リニアの早期全線開業に向けた必要な行政手続きの簡素化や弾力的な運用策等を講じるための体制を事前に関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。

- 2 リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる全線開業により、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付けるスーパー・メガリージョンが形成されます。これにより、地方においては、地域間、圏域間の広域連携、対流が促進され、地方創生や観光誘客など魅力ある地域づくりに繋げていくことができます。こうしたリニアの整備効果を確実なものとするためには、ルートおよび駅位置を早期に確定させ、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。

このため、具体的には、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによる、リニア駅を核とした公共交通ネットワークの構築を図るとともに、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりを、リニア名古屋・大阪間の開業に合わせて進めることが重要と考えており、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援が必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法等

3 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【現状】

リニア中央新幹線東京・名古屋間の整備事業が2027年の開業に向けて進められる中、財投債を原資とする財政投融資の活用により、リニアの全線開業が最大8年間前倒しされることとなりました。

また、「骨太の方針2017」では、名古屋・大阪間の駅とルート公表に向けて必要な連携・協力に取り組む方針が示されています。

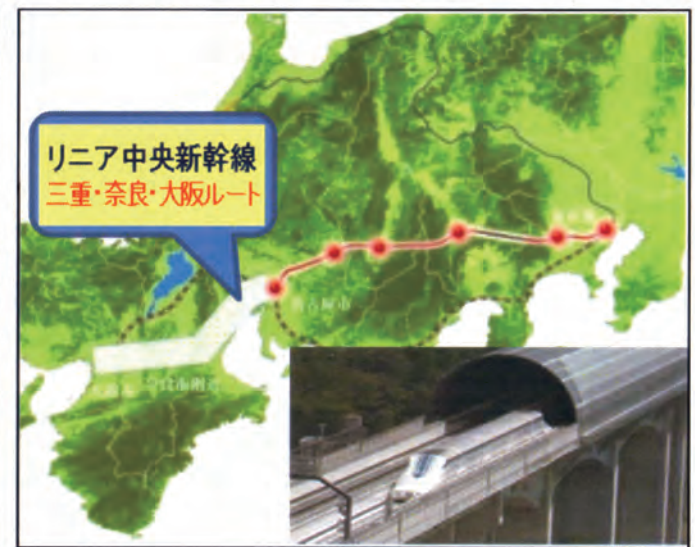
【課題】

リニア中央新幹線の早期全線開業のためには、東京・名古屋間の着実な事業実施を図るとともに、名古屋・大阪間の早期工事着手および円滑な工事の実施に向けた準備や体制づくりを沿線自治体等と連携しながら進める必要があります。

また、リニア効果を地方創生につなげるためには、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置を早期に決定し、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりなどに速やかに取り組む必要があります。

【名古屋・大阪間の新たな連携体制「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を結成】

【リニア中央新幹線 三重・奈良・大阪ルート】



【要望項目】

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等を検証し、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

4 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

【要望項目】 制度・予算

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保し、各自治体の政策実現につながる制度創設や財政措置を講じること。

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、各自治体が行う事前キャンプ地誘致、フラッグツアー、聖火リレー等の取組にかかる財政支援等の制度を充実させること。
- 2 ラグビーワールドカップ 2019 の開催にあっても、その効果を一過性に終わらせず、広く地域の活性化に資するため、公認チームキャンプ地としての地方自治体の負担軽減のための支援をさらに充実させること。
- 3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍に加え、その後も将来にわたって競技スポーツを担う人材を育むために、指導者の確保・養成や選手の活動強化などの取組への支援を行うこと。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の国民的な大規模イベントを控え、地方全体が盛り上がりつつある中、スポーツ関連予算は地方が主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各自治体それぞれのスポーツ関連施策を推進するために、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、東京だけでなく全国各地で開催機運が醸成されるとともに、開催効果が各地域に波及し、地域の活性化につながる事が重要です。本県においても、今年を「スポーツイヤー・元年」と位置づけしており、特に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を大きなチャンスと捉えてスポーツへの機運醸成や地域の活性化に取り組む、「スポーツを通じた元気な三重づくり」を進めていくこととしています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組の一環として、多くの自治体が各国代表チームの事前キャンプ地誘致に取り組んでおり、日本各地でキャンプが実施されることによって、地域活性化や国際交流が図られることとなります。本県でも、昨年開催された伊勢志摩サミットで関係ができたカナダを重点国として、キャンプ地誘致に取り組んでいます。しかし、キャンプ地誘致の実現には、環境整備費や交流事業費など多額の費用が自治体の負担となるため、これらに対する財政支援が必要です。

また、フラッグツアーや聖火リレーの成功のためには、国と地方が連携・協力することにより地方全体が盛り上がるのが不可欠ですが、そのための費用負担や国・組織委員会と都道府県との間での役割が明確にされていない部分が多く残っています。フラッグツアーや聖火リレーにかかる地方の負担を軽減し、実施に向けての機運醸成が図れるよう、地方への財政支援が必要です。

2 2019年に開催されるラグビーワールドカップは、各自治体においても、各国を代表するトップアスリートに身近に接することができる絶好の機会であることから、本県においても、公認チームキャンプ地候補として申請しているところです。大会では、会場地となる自治体だけでなく、公認チームキャンプ地に選定された自治体においても、環境整備や交流事業に多額の費用がかかることから、十分な予算確保が不可欠となります。大会が成功し、スポーツに対する関心をより一層高め、地域活性化や国際交流が促進されるよう、関係自治体への財政支援のさらなる充実が必要です。

3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での地元出身選手の活躍は、地域住民にとって夢と希望を与えるとともに、地域の一体感や活力を生み出します。競技スポーツを担う人材が、国内外での活躍を通じて地域住民に夢と希望を継続して届けるためには、特にジュニア・少年の時期から十分な環境のもとで時間をかけて育成することが重要です。地方においても、優れた資質を有する人材をトップアスリートとして育成することができるよう、指導者の確保・養成や選手への活動支援など、地域において競技力を高めるための取組に対する財政支援が必要です。

4 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県、開催市町村では、大会運営、競技役員の養成、施設整備などに大きな財政負担が生じていますが、国の開催都道府県に対する財政措置は十分なものとなっていません。

また、「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」では、オリンピック競技大会の実施競技・種目で、国民体育大会で未実施の競技・種目・種別について、一定の調整が整ったものを正式競技として実施することとしており、その経費等については、開催県および会場地市町村に負担の生じないよう対応するとしていますが、開催前年の準備も必要であり、開催県や会場地市町村が当初想定していなかった財政負担を負う可能性があります。

さらには、第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）から、新たにボッチャ競技が導入されます。競技のスムーズな運営のためには、会場の整備や競技役員の養成等、開催県や会場地市町に大きな負担が生じることが予想されます。

県担当課名 地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課、競技力向上対策課、国体・全国障害者スポーツ大会準備課
関係法令等 スポーツ基本法

4 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

【現状と課題】

東京オリンピック・パラリンピック等の国民的な大規模イベントを控え、地方全体が盛り上がりつつある中、スポーツ関連予算は地方が主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各自治体のスポーツ関連施策を推進するために、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

三重県のスポーツ推進の本格展開



自治体の取組

<p>①東京オリンピック・パラリンピック</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前キャンプ地の誘致 フラッグツアー、聖火リレー <p>費用負担や役割の整理が必要</p>	<p>②ラグビーワールドカップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 公認チームキャンプ地の誘致 <p>環境整備や交流事業が必要</p>
<p>③次代の競技を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導者の確保・養成 ジュニア・少年選手の活動強化 <p>継続した育成が重要</p>	<p>④国体・全国障害者スポーツ大会</p> <ul style="list-style-type: none"> 成功に向けた開催準備 <p>開催経費の県負担が約9割</p>

「機運醸成」「人材育成」「交流促進」「地域活性化」

課題

- 財政負担が大きい
- 支援制度が少ない
- 国と地方の連携・協力

【要望項目】

- スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保し、各自治体の政策実現につながる制度創設や財政措置を講じること。
- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、各自治体が行う事前キャンプ地誘致、フラッグツアー、聖火リレー等の取組にかかる財政支援等の制度を充実させること。
 - 2 ラグビーワールドカップ2019の開催にあたっては、その効果を一過性に終わらせず、広く地域の活性化に資するため、公認チームキャンプ地としての地方自治体の負担軽減のための支援をさらに充実させること。
 - 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍に加え、その後も将来にわたって競技スポーツを担う人材を育成するために、指導者の確保・養成や選手の活動強化などの取組への支援を行うこと。
 - 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

5 訪日外国人旅行者の増加に向けて地方を重視した誘客の促進

(国土交通省、観光庁)

【要望項目】 制度・予算

地方への訪日外国人旅行者の増大に向けて、クルーズ船の誘致強化、欧米からの旅行者や益々増大するFITの誘客を促進していくため、十分な予算確保に努めること。

また、確保した予算については、日本政府観光局（JNTO）による事業も含め、本県をはじめとする各地方の魅力ある観光地への誘客につながる取組に対して、重点的に予算執行すること。

《現状・課題等》

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人旅行者の増加が見込まれる中、訪日旅行者全体の 84% を占めるアジアのみならず、海外旅行市場の大きさに対して訪日旅行者数が十分に大きいとはいえない欧米からの誘客を拡大していくとともに、益々増大する FIT の誘客に取り込んでいく必要があります。
訪日外国人旅行者数が年々増加している中、平成 28 年訪日外国人消費動向調査によると、観光・レジャーを目的として訪日した外国人の訪問率が高い上位 5 都府県は、大阪府 (44.7%)、東京都 (44.5%)、千葉県 (35.4%)、京都府 (33.2%)、福岡県 (10.6%) となっています。残り 42 道県の訪問率は 10% 未満で、特に、本県をはじめとする 34 県については 5% 未満と、地方へより多くの訪日外国人旅行者を誘客することが求められています。
- 訪日外国人旅行者から「三重県が旅の目的地としてまだまだ認識されていないこと」が課題であり、伊勢志摩サミット開催により向上した知名度や、平成 30 年度に新名神高速道路（新四日市 JCT～亀山西 JCT）および東海環状自動車道（大安 IC～東員 IC）の開通により県内高速道路の利便性が高まることを生かしていきたいと考えています。
- 本県においては、四日市港や鳥羽港を新たな観光のゲートウェイとして、多くの乗船客が県内各地を訪れていただけるよう、クルーズ船誘致に取り組んでいます。さらに、県内の魅力ある観光地に訪日外国人旅行者を呼び込むため、豊かな自然を生かした自然体験プログラムの開発、地方の交通事情をふまえたレンタカーによる周遊の促進や、英語、繁体字、タイ語によるインスタグラム等 SNS での情報発信に取り組み、周遊性や滞在性を高め、観光消費額の向上をめざしています。
- こうした取組をより推進し、訪日外国人旅行者数の更なる増加を図るためには、国、日本政府観光局（JNTO）、広域連携 DMO 等と連携した情報発信を強化し、積極的な誘客に取り組むことが重要であるとともに、国においては、平成 30 年度予算を確保し、日本政府観光局（JNTO）による事業も含め地方への重点的な支援が必要です。

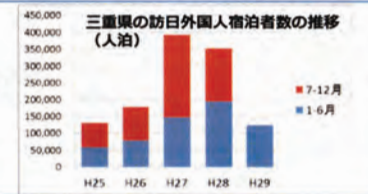
県担当課名 雇用経済部観光局観光誘客課、海外誘客課
関係法令等 明日の日本を支える観光ビジョン

5 訪日外国人旅行者の増加に向けて地方を重視した誘客の促進

(国土交通省、観光庁)

現 状

- 訪日外国人旅行者の訪問先は、大都市に集中し、三重県への訪問率は0.7%（観光庁平成28年訪日外国人消費動向調査）
上位5都府県：大阪府（44.7%）、東京都（44.5%）、千葉県（35.4%）、京都府（33.2%）、福岡県（10.6%）
- 三重県の平成29年1月～6月の外国人延べ宿泊者数は124,750人と前年より減少（対前年比64.4%）
（観光庁宿泊旅行統計調査（速報値））



三重県を取り巻くチャンス

平成28年5月伊勢志摩サミット開催

平成30年度に新名神高速道路（新四日市JCT～亀山西JCT）・東海環状自動車道（大安IC～東員IC）が開通予定



四日市港臨港道路霞4号幹線の整備

三重の豊かな自然・文化

- ・伊勢志摩国立公園（ナショナルパーク）
- ・世界遺産 熊野古道伊勢路
- ・祈る皇女斎王のみやこ 斎宮
- ・忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー
- ・ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」
- 鳥出神社の鯨船行事
- 上野天神祭ダンジリ行事
- 桑名石取祭の祭車行事
- ・真宗高田派本山専修寺

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催

チャンスを生かす

周遊性・滞在性の向上

観光消費額の増加

三重県の取組

クルーズ船誘致

- ・地元経済界と連携した誘致
- ・県内周遊の促進

《海外クルーズ船寄港予定（平成30年）》

- （四日市港）
- ・イタリア客船「コスタ ネオロマンチカ」1月
- ・英国客船「ダイヤモンド・プリンセス」6月～11月（5回入港）（鳥羽港）
- ・英国客船「ダイヤモンド・プリンセス」10月

四日市港や鳥羽港を新たな観光のゲートウェイに

県内をはじめ、京都、岐阜、滋賀、奈良等への周遊を促進



SNSでの情報発信

平成29年6月、英語、中国語（繁体字）、タイ語によるInstagramでの情報発信を開始

欧州・富裕層の誘客

フランス・台湾にレップ（県に代わって営業活動を行う代理人）を設置し、現地の旅行会社やメディアへのセールス等プロモーションを展開

インバウンド向け体験プログラムの充実

ゴルフツーリズムの推進

第一回日本ゴルフツーリズムコンベンションを平成30年10月に三重県で開催（国内初開催）

地方の交通事情を踏まえたレンタカーによる周遊の促進

伊勢志摩サミット開催による知名度の向上や経験を生かしたMICE誘致

サミット後、初の政府系国際会議となる「持続可能な観光国際年」記念 国際観光シンポジウムが鳥羽市で開催（平成29年10月17日～19日）

平成29年9月25日、公益社団法人三重県観光連盟が日本版DMO候補法人登録申請

- 【課題】・国、JNTO、広域連携DMO等と連携した情報発信の強化
- ・観光施策に充てる財源の確保

【要望項目】

地方への訪日外国人旅行者の増大に向けて、クルーズ船の誘致強化、欧米からの旅行者や益々増大するFITの誘客を促進していくため、十分な予算確保に努めること。
また、確保した予算については、日本政府観光局（JNTO）による事業も含め、本県をはじめとする各地方の魅力ある観光地への誘客につながる取組に対して、重点的に予算執行すること。

6 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

(内閣府)

【要望項目】 制度・予算

- 1 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。
- 2 地方が「地方目線」「当事者目線」で、その地域の実情に応じてきめ細かに実施する少子化対策の取組を継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の当初予算額を増額かつ補助率を従来通り 10/10 として制度の恒久化・拡充を図るとともに、予算の総額を確保すること。また、結婚支援に対する取組に加え、「第2子の壁」克服に向けて、男性の育児参画の推進等に関する取組も対象分野として明確に位置づけること。

《現状・課題等》

- 合計特殊出生率と一定の関連が見られる「家族関係社会支出の対GDP比」は、出生率の回復を実現した諸外国が3%程度であるのに対し、日本では徐々に増加しているものの依然として1%前半にとどまっています。この比率が2%に上昇すると合計特殊出生率が2.10に達するとする研究結果*もあることから、未来への投資として、当面は2%台をめざして、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保することが必要です。
※参考文献 加藤久和・中野諭(2016)「少子化対策で将来の出生率や人口はどうなるか?—少子化対策と出生動向に関する将来シミュレーション」『少子化は止められるか?』(有斐閣) 135~152頁
- 幼稚園から大学まで、子ども一人あたりの教育費の平均額は、すべて公立で約800万円、すべて私立だと約2,300万円で、子育て家庭の大きな負担となっており、特に大学にかかる教育費の負担が大きくなっています。一方多くの子育て世代が対象となっている所得税における特定扶養控除は、対象が19歳から22歳までに限られ、23歳以降の大学生は対象になっていない上に、扶養控除額の上乗せ額も所得税25万円(計63万円)、住民税12万円(計45万円)となっており、国公立大学の年間授業料相当額(約50万円)にも満たない額となっています。
- 地域少子化対策重点推進交付金は、平成30年度当初予算概算要求で53.2億円と平成29年度当初5.7億円および平成28年度補正予算40億円と比べ大幅に増額され、補助率も1/2に加えて10/10や3/4が盛り込まれましたが、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、財源不足に悩む地方が対策を継続できるよう、当初予算額を増額かつ補助率10/10の事業メニューを用意する等して制度の恒久化・拡充を図る必要があります。
- 本県では平成28年度補正の地域少子化対策重点推進交付金を十分に活用し、市町や企業、大学との連携方策も含むみえの出逢い支援事業実施計画(仮称)の策定を進めながら様々な取組を実施していますが、これらの取組をより成果につなげるためには平成30年度以降も取組を継続する必要があることから、平成30年度概算要求で明記された「結婚支援に対する取組」を引き続き対象分野として位置づけることが必要です。
- 出生率を回復したと言われるスウェーデンやフランスでは男性の育休取得率が高く、我が国においても男性の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高い傾向が見られることから、平成30年度概算要求で明記された男性の育児参画の推進に関する取組を地域少子化対策重点推進交付金の対象分野として明確に位置づけ、「第2子の壁」克服に向けて、国、地方、企業等が連携して取り組むことが重要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

6 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

(内閣府)

諸外国の合計特殊出生率と 家族関係社会支出の対GDP比



(出典) 平成26年度社会保障費用統計 (国立社会保障・人口問題研究所) 他
合計特殊出生率のうち諸外国は2014年

家族関係社会支出の対GDP比が2%に上昇すると、我が国の合計特殊出生率が2.10に達するとの研究結果もある

交付金のおかげで、きめ細かな少子化対策の取組が進展

地域少子化対策重点推進交付金(28補正)

総合的な結婚支援 7事業 84,656千円(全国1位)

協創

市町 結婚支援担当者会議
大学 高等教育コンソーシアムみえ
企業 みえ次世代育成応援ネットワーク

採択に感謝!

みえ出逢いサポートセンター

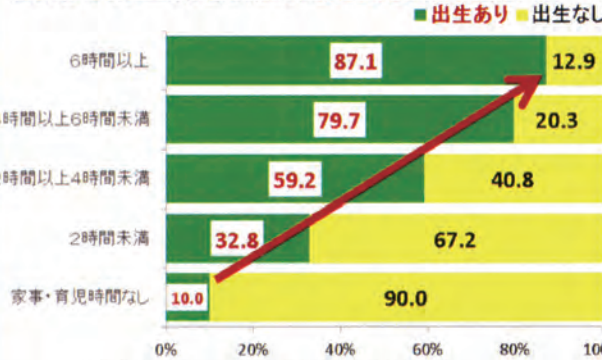
会員 2,415人 31%UP

出逢い応援団体 95団体 34%UP

平成29年4月~9月の伸び率

夫の家事・育児時間が長いほど
第2子以降の出生割合は高い

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



(出典) 平成29年版少子化社会対策白書

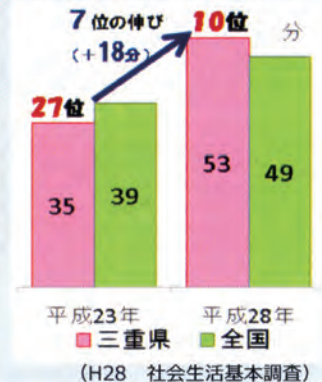
ご尽力に感謝!

「第2子の壁」克服には、
男性の育児参画の推進が重要!



みえのイクボス同盟 (28.4発足)
イクボス充実度
三重県が第1位!!
H29 NPO法人ファザーリングジャパン調査

6歳未満の子がいる世帯の夫の育児時間が増加



30年度 分野 男性の家事・育児参画の促進を明記

概算要求 予算 53.2億 (28補正: 40億、29当初5.7億) 補助率10/10 (当初では初!) 等

結婚、出産、子育ての希望がかなう社会に向けて!

【要望項目】

- 1 未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。
- 2 「地域少子化対策重点推進交付金」の当初予算額を増額かつ補助率を従来通り10/10として制度の恒久化・拡充を図り、予算総額を確保すること。「第2子の壁」克服に向けて、男性の育児参画の推進等に関する取組も対象分野として明確に位置づけること。

7 地域における家庭教育推進への支援

(文部科学省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 「地域における家庭教育支援総合推進事業」の国の補助率を1/3から2/3に引き上げるとともに、地域の実情に応じた取組に補助対象を拡大するなど制度の弾力化を図ること。
- 2 「先駆的家庭教育支援推進事業」について、地方の課題により対応できるような企画提案方式の委託契約制度の導入や一都道府県あたりの配分額の増額を図るとともに、制度を恒久化すること。

《現状・課題等》

- 子どもの自立を促し、人格の形成を担う家庭教育は、まさに「教育の原点」です。家庭がその重要な役割を十分に果たせるよう、地域、学校等、企業、行政などが一体となって多様な家庭や、子どもの育ちを支える社会環境づくりが必要であり、そのためには、地域の実情に応じた家庭に寄り添う施策を市町村と連携・協力して、継続的に進めていくことが不可欠です。
- 国においては、地方における家庭の教育力向上の取組を支援するため、「地域における家庭教育支援総合推進事業」により、家庭教育支援チームの組織化や家庭教育支援員の配置を推進していますが、当該事業の補助率は国1/3、地方2/3となっており、財政状況の厳しい地方にとって、新規の事業構築が非常に難しい状況にあります。
また、家庭教育支援員の配置を必須とするなど、画一的な組織体制整備を求められており、多種多様な課題を有する地域の実情に応じた事業構築に応えきれないものとなっていることから、地方での取組をより積極的に進めるため、国の補助率を2/3に引き上げるとともに、地域の実情に応じた組織化に要する費用についても補助対象とするなど制度の弾力化が必要です。
- さらに、「先駆的家庭教育支援推進事業」として、地方への委託方式により、訪問型家庭教育の支援の取組も推進を進められていますが、事業申請手続きにかなりの時間を要するとともに、地方の実情に応じた柔軟な委託契約が難しく、課題解決に向けた地方の創意工夫が生かしくにくい状況です。
加えて、一都道府県あたりの配分額が一次募集400万円、二次募集300万円と少ないうえに、単年度契約であり、県内各地域での訪問型家庭教育の支援、早期実現には課題が多い状況です。そのため、地方の課題に応じた企画提案方式の委託契約制度の導入や予算額の大幅な増額、制度の恒久化が必要です。

7 地域における家庭教育推進への支援

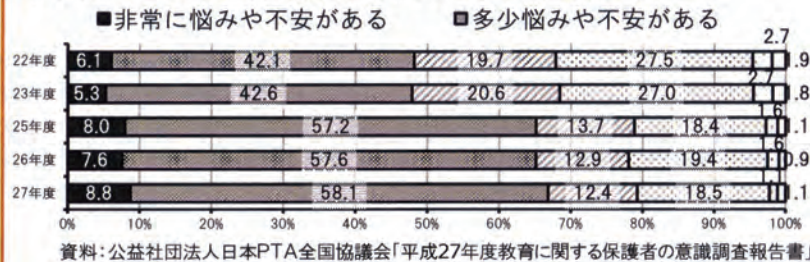
(文部科学省)

【現状・課題】

- ・少子化や共働き家庭の増加等の子どもを取り巻く環境の変化
⇒ 家庭の多様化、孤立化、貧困等
- ・子どもの生活習慣等に課題
⇒ 就寝時間、スマホ・スマートフォン利用等

「教育の原点」である家庭教育の充実が重要
家庭の自主性を尊重した上で、地域との協創が必要

●子育てについての保護者の悩みや不安の程度(全国)



現在の取組内容

<28年度>

○「みえ家庭教育応援プラン」を策定

家庭教育応援のあり方の基本方針と望ましい取組方策を明示

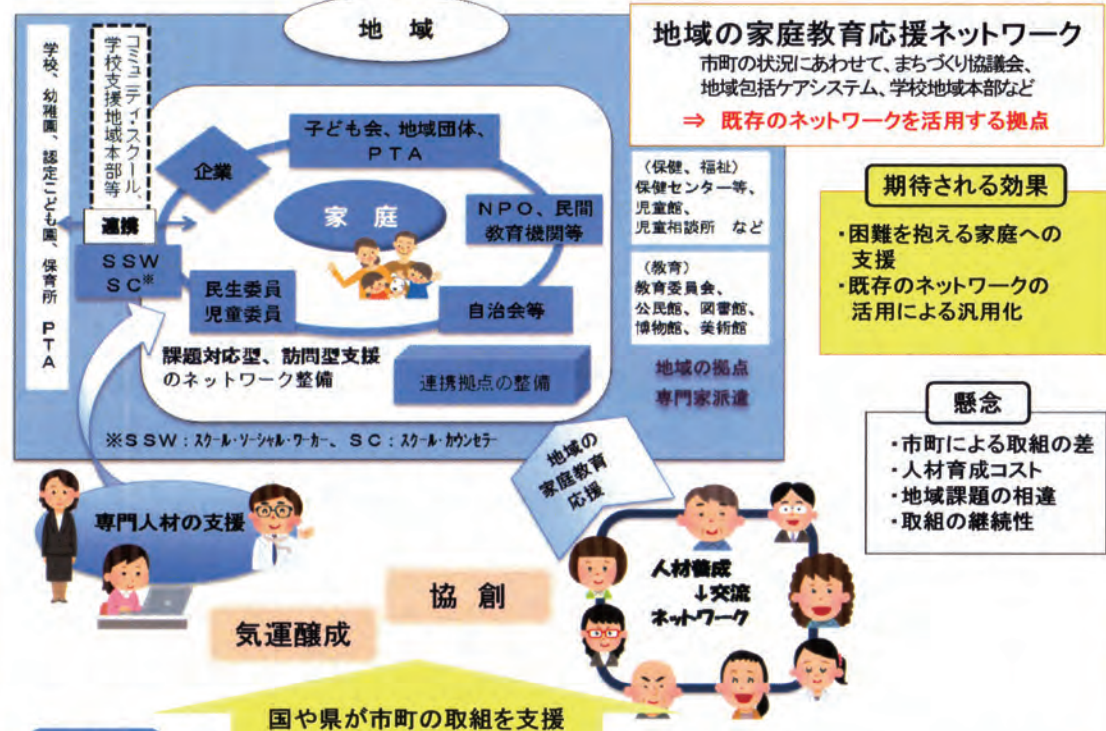
<29年度>

- 気運醸成として家庭教育応援フォーラムの開催
- 学習プログラムの提供
- 市町のモデル事業(訪問支援につながる人材育成とネットワークづくり)
 - ・名張市:家庭教育人材育成講座、実践研修など
 - ・玉城町:民生委員・児童委員等を対象とした研修会など

地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン
「先駆的家庭教育支援事業」を活用しています。
ありがとうございます！！

家庭教育を応援する取組は、未来への投資として、速やかに取り組む必要がある。

家庭教育を応援する地域のネットワークづくり



課題

家庭を取り巻く地域、学校等、企業、行政等などが一体となって多様な家庭を継続的に支えていく必要があるが、地方は財源の確保が困難
(既存の国の補助対象の拡大、制度の弾力化、恒久化が求められる。)

“子どもたちの豊かな未来の実現に向けて！”

【要望項目】

- 1 「地域における家庭教育支援総合推進事業」の国の補助率を1/3から2/3に引き上げるとともに、補助対象の拡大など制度の弾力化を図ること。
- 2 「先駆的家庭教育支援推進事業」について、地方の課題により対応できるような企画提案方式の委託契約制度の導入や一都道府県あたりの配分額の増額を図るとともに、制度を恒久化すること。

8 地方創生インターンシップの推進

(内閣官房)

【要望項目】 制度・予算

首都圏や大都市圏などからの人材環流をめざした地方創生インターンシップを効率的かつ効果的に推進するため、特に積極的に取組を進める地方のインターンシップ推進協議会等に対して、国においてコーディネーターの配置、養成等に関する人的・財政的支援を行い、全国への普及啓発を図ること。

《現状・課題等》

- 本県では、県内高校を卒業した大学進学者のうち、約80%が県外の大学へ進学しています。本県と就職支援協定を締結した県外大学の学生のUターン就職率は関西圏で22.6%、中京圏でも33.7%となっており、県内高等教育機関卒業生の県内就職率は48.8%となっています。また、県が実施した事業所アンケートによると、66.3%の企業において「人材確保」が課題、61.4%の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答するなど県内企業における人材確保が喫緊の課題となっています。
さらに、2015年版中小企業白書によると、全国では中小企業（中規模企業・小規模事業所）における就業者の新卒採用3年目までの離職率は約40%となっており、中小企業におけるの定着促進も課題となっています。
- 本県においては、都市部におけるU・Iターン就職セミナーの開催、関西・中京圏の大学と就職支援協定の締結を行うとともに、県内商工団体、三重労働局、県内大学や就職支援協定締結大学等の参画を得て、「三重U・Iインターンシップ推進協議会」を設置し、県内外の学生が県内企業等で働く魅力を体感できるようなインターンシッププログラムの成果を検証するとともに、企業や学生の募集、サポートおよびインターンシップについての普及・啓発などを実施しています。
これまでに実施した課題解決型インターンシップ事業では、6次産業化の販売促進プログラムの開発、新卒社員募集のノウハウの取得、従業員のスキルアップにつながったなどの声も聞かれたほか、コーディネーターから定期的にアドバイスを受けることにより、インターンシップ事業の円滑な実施やインターン生の成長につながるなどの成果がありました。
また、本年実施した夏休みを利用した飲食店への長期インターンシップにおいては、企業と学生による共同プロジェクトとして地元和菓子店への企画参入・商品開発交渉、イベント企画・啓発など、新たな取組も進んでおり、受入れ企業および学生相互に意義のあるインターンシップの実施により、取組内容が拡散し、参加企業数、学生数も増加（県外の9大学からも参加）しているところです。
- こうした取組を継続・拡大するためには、企業、商工団体、学生、大学等にこれまでの取組事例を周知し、PDCAサイクルを回しながら進めていくとともに、きめ細かなフォローを行うコーディネーターが必要不可欠です。
このためには、積極的に取組を進める地方のインターンシップ推進協議会等に対して、国においてコーディネーターの配置、養成等に関する人的・財政的支援を行い、全国への普及啓発を図ることが必要です。

県担当課名 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

8 地方創生インターンシップの推進

(内閣官房)

現 状

- 県内の高校を卒業した大学進学者のうち、約8割が県外大学へ進学 (H29文部科学省学校基本調査)
- 就職支援協定締結大学生のUターン就職率は関西圏で22.6%、中京圏で33.7% (H27三重県調べ)
- 中規模企業・小規模事業所の新卒採用3年目までの離職率は約4割 (2015年版中小企業白書)
- 66.3%の企業では「人材確保」が課題、61.4%の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答 (H29三重県内事業所アンケート)

「三重には働く場所が少ない！」
(就職支援協定締結大学の学生の声)



社員が集まらない。
若い社員がすぐ辞めてしまう！

三重県の取組

学生に県内中小企業を知り、その魅力を実感してもらうため

■インターンシップ事業の推進

特徴① 課題解決型インターンシップ等の実施

企業の課題を学生と共同で解決するプロジェクトに取り組む学生及び企業相互に意義あるインターンシップをきめ細かいフォローで実施。

【実践例】飲食店での和スイーツ
バイキング立ち上げプロジェクト

- ・ 地元和菓子店へ企画参入交渉
- ・ 和スイーツ商品開発交渉
- ・ チラシ制作・魅力あるイベント企画



インターン学生企画の和スイーツ

企業の発展、人材の育成、会社を知ってもらうためにも効果的！

学生の成長、コミュニケーション力UP
就業意識の向上

特徴② 県外大学生の積極的な参加

魅力的なプログラムと
きめ細かいフォローにより

県外から9大学の
学生が参加！

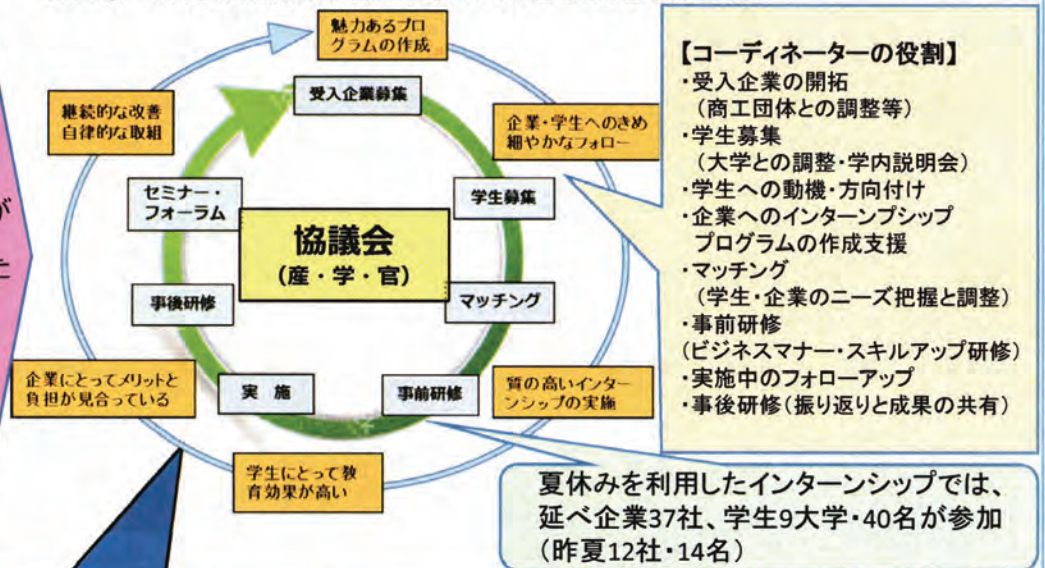


- 関西・中京圏の就職支援協定締結大学等への情報発信
- みえの企業まるわかりNAVI(企業データベース)による情報発信

産学官が
連携し、
継続した
取組

三重U・Iインターンシップ推進協議会

特徴③ 県外の就職支援協定締結8大学が委員として参加



【コーディネーターの役割】
・ 受入企業の開拓 (商工団体との調整等)
・ 学生募集 (大学との調整・学内説明会)
・ 学生への動機・方向付け
・ 企業へのインターンシッププログラムの作成支援
・ マッチング (学生・企業のニーズ把握と調整)
・ 事前研修 (ビジネスマナー・スキルアップ研修)
・ 実施中のフォローアップ
・ 事後研修(振り返りと成果の共有)

夏休みを利用したインターンシップでは、
延べ企業37社、学生9大学・40名が参加
(昨夏12社・14名)

インターンシップの推進には、きめ細かいフォローを行う
コーディネーターが必要！

【要望項目】

首都圏や大都市圏などからの人材還流をめざした地方創生インターンシップを効率的かつ効果的に推進するため、特に積極的に取組を進める地方のインターンシップ推進協議会等に対して、国においてコーディネーターの配置、養成等に関する人的・財政的支援を行い、全国への普及啓発を図ること。

9 グローバル化に対応する強い農業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会はもとより、輸出の促進や消費者ニーズの多様化を見据え、農業競争力の強化を図るため、国際水準 GAP (グローバル GAP、アジア GAP、JGAP 家畜・畜産物) の認証取得に向けた取組を加速すること。
 - (1) 都道府県が、GAPの指導人材を育成し、生産現場において的確な普及指導に取り組み、また、農業者の認証取得に向けたチャレンジを円滑に支援していけるよう、新しく創設される「GAP拡大推進加速化事業」の予算を十分に確保すること。
 - (2) 国際水準GAPに対する消費者の理解が進むよう、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用した情報発信に取り組むこと。
- 2 農畜産物の輸出促進に向け、二国間協議を強化すること。
 - (1) 柑橘の検疫条件緩和に向けたタイとの協議を進めること。また、台湾とのインポートトレランス (残留農薬基準) 設定に向けた取組を強化すること。
 - (2) 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾やマカオ等との協議を強化すること。
 - (3) 茶の輸出拡大を図るため、輸入関税が撤廃されるEUとのインポートトレランス (残留農薬基準) 設定に向けた取組を強化すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、本年7月24日に開催した「三重県GAP推進大会」において、「みえGAPチャレンジ宣言」を行うなど、農業者や関係団体、三重県が一丸となってGAP認証の取得促進に取り組んでいます。
 - (1) 食のグローバル化が進んでいく中で、国際水準GAPの必要性がますます高まっていることから、農畜産経営体や産地等に対する指導・支援活動をきめ細かに行えるよう、GAP推進に意欲的に取り組む都道府県に対し、「GAP拡大推進加速化事業」の予算を十分に確保することが必要です。
また、国際水準GAPの認証を取得するためには、審査費用や残留農薬等の分析に加え、認証対応のための施設改修等も必要になることから、「GAP拡大推進加速化事業」の活用により、認証取得の初期段階における支援を行うことが必要です。
 - (2) 国内では、海外と比べてGAPに対する消費者の認知度が低いことから、国際水準GAPに取り組む農業者等の努力が評価されるよう、消費者理解を促進することが必要です。
- 2 農畜産物の輸出促進に向け、二国間協議を強化すること。
 - (1) 県産柑橘のタイへの輸出が定着しつつある中、平成28年1月に新たな輸出検疫条件 (防疫病害 (SOS) 対策) が追加され、輸出拡大にあたり障壁となっています。また、相手先として有望な台湾へ輸出拡大を図るためには、インポートトレランス設定に向けた取組を強化することが必要です。
 - (2) 県産ブランド牛肉の輸出拡大をめざしていますが、中国等で日本産牛肉の輸入が未だ認められていないほか、台湾やマカオ等で月齢制限 (30 か月齢未満) が残っています。これら輸入規制の撤廃・緩和に向けて、さらなる二国間協議の加速が望まれます。
 - (3) 日EU経済連携協定 (EPA) の大枠合意において、関税を即時撤廃するとされた茶については、EUへの輸出拡大のチャンスとなっていることから、インポートトレランス設定に向けた取組を強化することが必要です。

9 グローバル化に対応する強い農業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

- 東京オリパラを契機に、農産物の流通現場で国際水準GAPの認証取得に対するニーズの増加が予想される。
- 日EU・EPAの大枠合意などの農産物貿易交渉が進展し、輸出拡大のチャンス。

チャンスをつえ、
農業の競争力強化を加速!

1 国際水準GAPの認証取得促進に向けた取組の加速

みえGAPチャレンジ宣言!

「三重県GAP推進大会(7/24)」で、GAP認証の取得にチャレンジする「みえGAPチャレンジ宣言」を行い、農業者・関係団体・三重県が一丸となってGAP認証の取得を促進!

三重県とJAグループみえ
(三重中央会・JA全農みえ)が共同宣言!



(1) 「GAP拡大推進加速化事業」の予算の十分な確保

- ・農産物70件、畜産物6件でGAP認証をめざし、推進体制を整備
- ・三重県農業大学校でも、国際水準GAP認証取得にチャレンジ
- ・認証取得のための施設改修や審査費用など、農業者の費用負担が大きい

【例】
毎年度の認証費用
(アジアGAP)
(12万円程度/1農場)

指導人材の育成が急務

認証取得の初期段階における支援が必要

「GAP拡大推進加速化事業」による、
都道府県への十分な支援が必要

三重県の国際水準GAP推進体制 (農産物・畜産物)



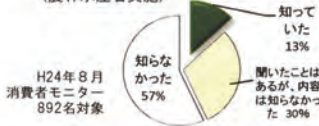
現状と課題

(2) 消費者理解の促進

GAPに対する消費者認知度は13%と低い

東京オリ・パラを活用し
消費者理解を促進することが必要

GAPに関する意識・意向調査結果 (農林水産省実施)



2 農畜産物の輸出促進に向けた二国間協議の強化

官民一体で県産品の輸出拡大を推進!

平成26年3月に「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」を設置、官民が一体となり県産農畜産物の魅力を海外に発信!



(1) 柑橘

【タイ】
タイ検査官招へいによる輸出検査に加え、平成28年1月から、防疫病害(SOS)対策が追加

検査条件の緩和が必要

【台湾】
残留農薬基準が日本と異なり、使用できる農薬に制限がある

残留農薬基準の設定に向けた取組を強化することが必要



タイへの輸出定着に成功しているのは三重県と静岡県だけ!

(2) 伊賀牛・松阪牛等

【中国】
日本産牛肉の輸入が認められていない

【台湾】
輸出は解禁されたが、月齢制限(30ヶ月齢未満)は残る

【マカオ】
月齢制限(30ヶ月齢未満)が残る

【アジア各国】
個人消費用携帯品(お土産等)として輸出できるのはシンガポールのみ

さらなる二国間協議の強化が望まれる



香港やシンガポール、米国などに輸出、PR

(3) 伊勢茶

【EU】

- ・日EU・EPAの大枠合意で関税が即時撤廃されるとされ、輸出拡大のチャンス
- ・一方、米国に比べて残留農薬基準が厳しく、使用できる農薬に制限がある

残留農薬基準の設定に向けた取組を強化することが必要



H27年7月、ミラノ国際博覧会で伊勢茶をPR!

現状と課題

要

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会はもとより、輸出の促進や消費者ニーズの多様化を見据え、農業競争力の強化を図るため、国際水準GAP(グローバルGAP、アジアGAP、JGAP家畜・畜産物)の認証取得に向けた取組を加速すること。
 - (1) 都道府県が、GAPの指導人材を育成し、生産現場において的確な普及指導に取り組み、また、農業者の認証取得に向けたチャレンジを円滑に支援していけるよう、新しく創設される「GAP拡大推進加速化事業」の予算を十分に確保すること。
 - (2) 国際水準GAPに対する消費者の理解が進むよう、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用した情報発信に取り組むこと。

望

- 2 農畜産物の輸出促進に向け、二国間協議を強化すること。
 - (1) 柑橘の検査条件緩和に向けたタイとの協議を進めること。また、台湾とのインポートトレランス(残留農薬基準)設定に向けた取組を強化すること。
 - (2) 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾やマカオ等との協議を強化すること。
 - (3) 茶の輸出拡大を図るため、輸入関税が撤廃されるEUとのインポートトレランス(残留農薬基準)設定に向けた取組を強化すること。

10 強い農林水産業を支える基盤づくりの充実・強化

(農林水産省)

【要望項目】制度・**予算**

- 1 農業の競争力強化と農村の防災減災対策を着実に推進するため、地域の要望に十分応えられる農業農村整備事業予算を確保すること。
- 2 山地災害の復旧、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備を早急に進めるため、漁港海岸事業を補助事業化するなど予算を十分に確保するとともに、新たな財政支援制度の創設などにより地方財政への影響を緩和すること。

《現状・課題等》

- 1 農業のグローバル化が進展する中、担い手への農地集積を加速させるため、農地の大区画化・汎用化、水路のパイプライン化などの生産基盤整備を計画的に進める必要があります。
また、発生の緊迫度が高まっている南海トラフ地震等の大規模地震や、激甚化し頻発している集中豪雨などの自然災害に備え、老朽化が進む農業用ため池・排水機場の長寿命化や耐震対策を着実に進める必要があります。
- 2 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する山地災害の頻発、治山施設の老朽化等による機能低下が懸念されており、県民の生命と財産を守るため、早急かつ計画的に治山事業を推進するとともに、国補事業で整備した治山施設約8千箇所の適切な維持管理や更新、機能強化対策等を着実に進める必要があります。
- 3 南海トラフ地震発生の緊迫度が高まる中、老朽化による機能低下が著しい漁港海岸保全施設の耐震化や長寿命化などの整備を早急かつ計画的に進める必要があります。これら整備には多大な費用と長期間を要するため、漁港海岸事業を補助事業化するなど予算を十分に確保するとともに、新たな財政支援制度の創設など厳しい地方財政への影響緩和が求められています。また、東日本大震災では、引き波による瓦礫の散乱により養殖漁場が壊滅する甚大な漁業被害が発生しており、近隣に優良な養殖漁場を有する地区については予算の優遇措置が必要です。

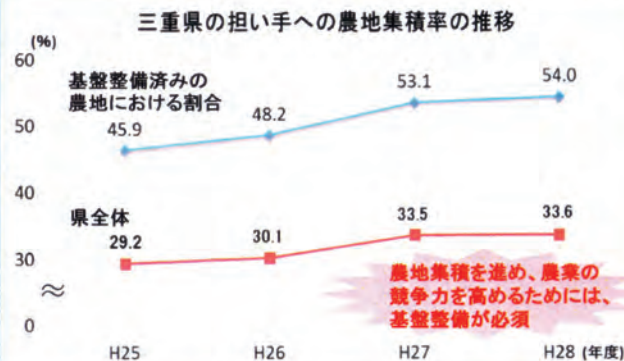
県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、農山漁村づくり課、治山林道課、水産基盤整備課
関係法令等 土地改良法、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、農業水利施設保全合理化事業実施要綱、農村地域防災減災事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱、森林法、海岸法、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する法律

10 強い農林水産業を支える基盤づくりの充実・強化

(農林水産省)

農業の競争力強化に向けた支援強化

担い手への農地集積を加速させるため、農地の大区画化・汎用化、水路のパイプライン化などの生産基盤の整備を計画的に進め、農業の競争力を一層強化することが必要。

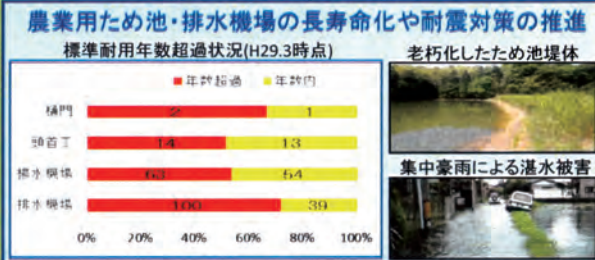
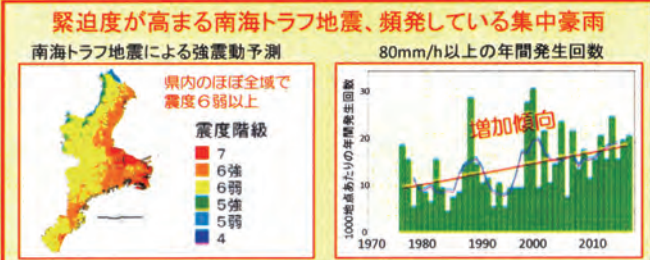


農業の競争力強化に向けた基盤整備



防災減災対策の着実な推進に向けた予算の確保

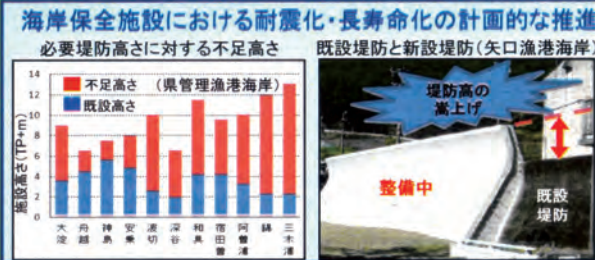
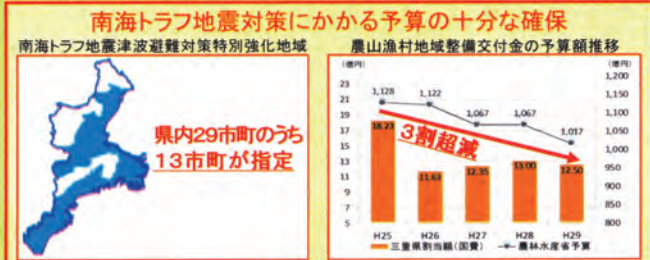
1 農村の防災減災対策を着実に推進するため、農業農村整備事業予算を確保すること



2 山地災害の早期復旧や治山施設の長寿命化対策を着実に進めるため、予算を確保すること



3 海岸保全施設の早急な整備のため、予算を重点配分するとともに財政支援を強化すること



要望

- 1 農業の競争力強化と農村の防災減災対策を着実に推進するため、地域の要望に十分応えられる農業農村整備事業予算を確保すること。
- 2 山地災害の復旧、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備を早急に進めるため、漁港海岸事業を補助事業化するなど予算を十分に確保するとともに、新たな財政支援制度の創設などにより地方財政への影響を緩和すること。

11 農山漁村の活性化に向けた支援の充実・強化

(農林水産省、厚生労働省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 障がい者の農業への従事を支援する「農業版のジョブコーチ」を確保・育成するため、国がガイドラインを作成した上で、地域の農業の実情に応じて県などが実施する研修制度を創設するとともに、その人材の育成および活動支援が対象になるよう、農山漁村振興交付金を拡充し、予算を十分に確保すること。
また、農業経営体と福祉事業所との農作業受委託の掘り起しや斡旋を進める専門人材の確保・育成、および共同受注窓口などへの配置に対して支援を行うこと。
- 2 地域ぐるみで行う獣害対策を発展的かつ着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策の予算を十分に確保すること。また、ジビエ利用を拡大するため、「ジビエ倍增モデル整備事業」の予算を確保するとともに、モデル地区整備にあたっては民間主導による県域での取組が効果的に進められるよう、既存施設の活用・改修など地域の実情に応じた取組が実施可能な制度とすること。

《現状・課題等》

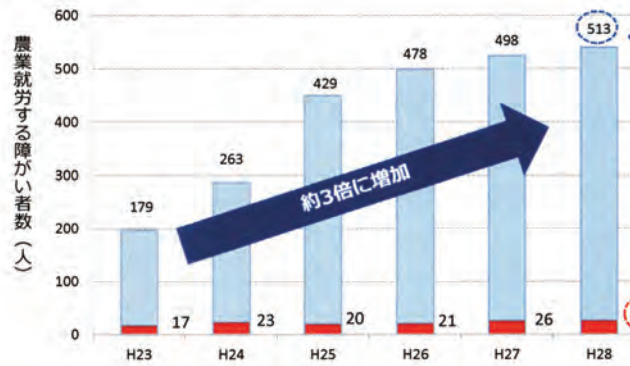
- 1 本県では、障がい者の農業分野における就労の拡大に向けて、本年7月に設立した「農福連携全国都道府県ネットワーク」などを生かしながら、障がい者の施設外就労（農作業の請負）の促進等に注力して取り組んでいるところです。
こうした中、全国的な取組の底上げを図るため、国がガイドラインを作成した上で、障がい者の農業への従事を支援する「農業版のジョブコーチ」の確保・育成に向けた研修制度を創設するとともに、県などが地域農業の実情に応じて、専門人材の育成に取り組めるよう、農山漁村振興交付金の拡充と十分な予算の確保が必要です。
また、産地や農業経営体から障がい者に適応する農作業を掘り起して福祉事業所に斡旋できる専門人材の確保・育成、および共同受注窓口などへの配置に対する支援が必要です。
- 2 本県の野生鳥獣による農業被害金額は、これまで進めてきた侵入防止柵の整備や集落ぐるみで行う追い払い、有害鳥獣の捕獲等により着実に減少しています。しかしながら、被害金額は依然として高い水準にあることから、県では、こうした被害防止対策と併せて、組織的な捕獲体制整備への支援を行っているところです。さらなる被害低減を図るためには、地域ぐるみで実施する体制を生かし、獣害対策を加速することが重要であり、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保が必要です。
また、本県では全国でもいち早く「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」を策定し、ジビエの品質向上や衛生管理のための基準を細かく定めるとともに、マニュアルを遵守する解体処理、加工、販売、飲食に関わる事業者を登録する「みえジビエ登録制度」を全国で初めて設け、ジビエの安全・安心を確保する取組を進めています。こうした中、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するためには、これまでの制度に加え、民間で運営する登録解体処理施設間が連携しながら、主体的に県域での供給体制を構築することが求められています。

県担当課名 農林水産部担い手支援課、獣害対策課、フードイノベーション課
関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

11 農山漁村の活性化に向けた支援の充実・強化

(農林水産省、厚生労働省)

現状と課題(1) 障がい者の農業分野における就労拡大に向けて、障がい者の雇用や農作業受託につなげる人材の確保・育成が必要



農業ジョブトレーナーの活躍により、福祉事業所での就労人数は大幅に増加!

本県では、研修会の開催等により、障がい者の農業就業を支援する「農業ジョブトレーナー(農業版のジョブコーチ)」を育成・派遣

農業ジョブトレーナーによる支援

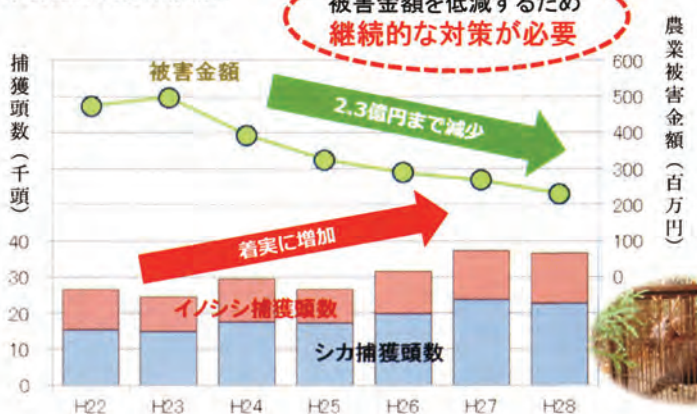
農業経営体による雇用実績は伸び悩んでいる状況

直接雇用のほか、農作業委託など、多様な就業機会を障がい者に提供できる余地がある。

- 【課題】**
- 障がい者の農業への従事を支援する専門人材を確保・育成することが、農福連携の拡大に有効なことから、
 - 農業版のジョブコーチの研修制度の創設
 - 県などが取り組む人材育成への支援の強化が必要
 - 産地や農業経営体から障がい者に適応する農作業を振り起して福祉事業所に斡旋できる専門人材の確保・育成と共同受注窓口への配置が必要

現状と課題(2) 獣害対策の加速とジビエ利用の拡大に向けて、予算の確保と地域に応じた供給体制の構築が必要

◆ 獣害対策の加速



◆ 「みえジビエ」の流通拡大に向けた供給体制の構築

登録解体処理施設

- ・皮剥
- ・内臓処理
- ・脱骨
- ・精肉

- 【一次処理】**
- ・皮剥
 - ・内臓処理

中核拠点

- 【二次処理+保管】**
- ・脱骨
 - ・精肉
 - ・出荷調整



三重県では民間主導により、「みえジビエ」の流通拡大に取り組んでいます。

- 【課題】**
- 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な確保により、地域の捕獲力を一層強化し、被害防止と併せた獣害対策を加速することが必要
 - ジビエ利用を拡大するため、登録解体処理施設間が連携しながら、主体的に県域での供給体制を構築することが必要

- 要 望**
- 障がい者の農業への従事を支援する「農業版のジョブコーチ」を確保・育成するため、国がガイドラインを作成した上で、地域の農業の実情に応じて県などが実施する研修制度を創設するとともに、その人材の育成および活動支援が対象になるよう、農山漁村振興交付金を拡充し、予算を十分に確保すること。また、農業経営体と福祉事業所との農作業受委託の掘り起しや斡旋を進める専門人材の確保・育成、および共同受注窓口などへの配置に対して支援を行うこと。
 - 地域ぐるみで行う獣害対策を発展的かつ着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策の予算を十分に確保すること。また、ジビエ利用を拡大するため、「ジビエ倍増モデル整備事業」の予算を確保するとともに、モデル地区整備にあたっては民間主導による県域での取組が効果的に進められるよう、既存施設の活用・改修など地域の実情に応じた取組が実施可能な制度とすること。

12 国立公園ステップアッププログラムの推進に向けた施策の充実・強化

(環境省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 訪日外国人旅行者等が、伊勢志摩国立公園の自然景観等の魅力を十分体験・体感できるよう、「自然公園等整備事業」など、自然公園施設の整備に対する予算を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 インバウンドの拡大に向け、質の高いエコツーリズムやおもてなしを提供できるよう、地域が一体となって進めるインストラクターやガイドの育成、新たなエコツアーの造成、コンシェルジュ機能の整備などソフト事業を行うための支援措置を充実すること。
- 3 日本の国立公園により多くの外国人旅行者を呼び込めるよう、その魅力を世界に向けて発信するとともに、世界水準のナショナルパークとして統一感のあるプロモーションを展開すること。

《現状・課題等》

- 1 国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルに選定された伊勢志摩国立公園では、ステップアッププログラム 2020 に基づき、自然景観を楽しむことができるビューポイントの展望施設、自然歩道や公衆トイレ等の公園施設の整備・改修を進めています。2020 年に向けて、集中的かつ計画的に整備を進めていくためには、自然公園等整備事業等の予算を十分に確保することが必要です。
- 2 インバウンドの拡大に向けて、自然と人の営みが調和した景観や歴史・文化など、伊勢志摩ならではの地域資源を活用した魅力的なエコツアーを訪日外国人旅行者等に提供できるよう、外国語対応が可能なインストラクターやガイド等の育成、総合案内所等でのコンシェルジュ機能の充実を、県や地元市町が一体となって進めていく必要があります。
- 3 日本の国立公園により多くの外国人旅行者を呼び込めるよう、世界に向けて国立公園の持つ多様な魅力をオールジャパンで発信する必要があります。また、「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルに選定された 8 つの国立公園の魅力をつなぎあわせ、統一感を持ったブランドイメージのもとで、それぞれの国や地域に応じた効果的なプロモーションを展開することが必要です。

県担当課名 農林水産部みどり共生推進課
関係法令等 自然公園法

12 国立公園ステップアッププログラムの推進に向けた施策の充実・強化

(環境省)

国

「明日の日本を支える観光ビジョン」 2020年までの訪日外国人旅行者数の目標
 日本全体 4,000万人(2015年:1,974万人) 国立公園 1,000万人(2015年:430万人)
 「国立公園満喫プロジェクト」 コンセプト「最大の魅力は自然そのもの」
 非日常な体験を世界の人々に提供し、高品質・高付加価値のインバウンド市場を創造

三重県

「訪日外国人利用者の拡大」
 目標:2015年 3.3万人 → 2020年 10万人 (2016年暫定 6.1万人)
 「伊勢志摩国立公園」国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルに選定
 伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020を策定



1 施設整備への十分な予算の安定的確保

現状

・自然景観を楽しめる展望施設や、自然歩道・公衆トイレ等を国直轄事業や県交付金事業により整備



国直轄事業
 ・横山展望台(天空カフェ)の改修
 ・案内標識の多言語化



伊勢志摩国立公園 / 横山展望台
 Ise-Shima National Park / Yokoyama Observatory

課題

- 21箇所に及ぶビューポイント周辺の施設整備などステップアッププログラムに基づく計画的な施設整備が必要
- 2020年の目標に向け、国直轄事業や県交付金事業の両輪で、集中的に上質感のある施設整備が必要



県交付金事業
 ・展望テラスの整備
 ・公衆トイレの洋式化
 ・歩道・東屋の改修

2 質の高いサービスを提供するための支援の充実

現状

・景観や歴史・文化等の地域資源を活用したエコツーリズムの取組や、インバウンド拡大に向けたセミナー等を開催



エコツーリズムの取組



インバウンド拡大に向けたセミナー

課題

- 個々に存在する地域資源を活用した魅力的なコンテンツについて、ストーリー性をもった一体的なエコツアーとしての提供が必要
- 総合案内窓口となる拠点でのコンシェルジュ機能が十分ではなく、外国語の対応が可能なインストラクターやガイドが必要



総合窓口の機能充実



ガイド等の人材育成

3 効果的なプロモーションの展開

現状



豊かな地域資源をSNSで発信

地域の特色を活かしたファミトリップの実施

海外での旅行博への出展

課題

- 国立公園により多くの訪日外国人旅行者を呼び込めるよう、世界に向けてその魅力をオールジャパンで発信する必要
- 地域個々の情報発信に加え、日本の国立公園の魅力をつなぎ、一体的に世界に発信していく必要



要望

- 訪日外国人旅行者等が、伊勢志摩国立公園の自然景観等の魅力を十分体験・体感できるよう、「自然公園等整備事業」など、自然公園施設の整備に対する予算を十分かつ安定的に確保すること。
- インバウンドの拡大に向け、質の高いエコツーリズムやおもてなしを提供できるよう、地域が一体となって進めるインストラクターやガイドの育成、新たなエコツアーの造成、コンシェルジュ機能の整備などソフト事業を行うための支援措置を充実すること。
- 日本の国立公園により多くの外国人旅行者を呼び込めるよう、その魅力を世界に向けて発信するとともに、世界水準のナショナルパークとして統一感のあるプロモーションを展開すること。

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省、総務省、気象庁)

【要望項目】 予算、制度

- 1 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通見通しを早期公表すること。
用地買収を支援する「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」の活用による熊野道路・新宮紀宝道路の整備を推進すること。
熊野IC(仮)～紀宝IC(仮)間の未事業化区間(約16km)を平成30年度新規事業化すること。
- 2 浸水被害軽減のため、木曾三川および鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川において、治水対策および地震・津波対策を推進すること。
- 3 川上ダムは、2022年度の工期までに一日も早く完成すること。また、事業推進に必要な予算を確保すること。
木津川・服部川・柘植川および名張川の直轄河川改修事業を推進すること。
三重県内における木津川水系直轄砂防事業をより一層推進すること。
- 4 七里御浜海岸における侵食対策を直轄事業化すること。
熊野川緊急対策特定区間における直轄河川改修事業を推進すること。
協議会でとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメントを強化すること。
- 5 鳥羽河内ダム建設に必要な予算を確保すること。
- 6 頻発する浸水被害軽減のため、河川改修の推進に必要な予算を確保すること。
住民の確実な避難に資する対策を推進するために必要な予算を確保すること。
- 7 河川・海岸堤防の耐震対策や津波対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。
- 8 市町における警戒避難体制の整備を促進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な予算を確保すること。
要配慮者利用施設や避難所等の重要施設を保全する土砂災害防止施設の整備に必要な予算を確保すること。
土砂災害防止施設の老朽化対策や維持修繕について、交付金制度および起債制度の拡充を図ること。
- 9 災害時の下水道機能確保のため、下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。
- 10 河川堤防の長寿命化に資する河川堆積土砂撤去について、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること。
- 11 2021年開催「三重とこわか国体」会場を含む周辺の直轄海岸事業を強力に推進すること。
- 12 海岸・港湾施設の地震対策や津波対策、港湾施設の老朽化対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。
- 13 木造住宅の耐震化に必要な予算を確保すること。
避難路沿道の建築物の耐震化に必要な予算を確保すること。
- 14 市町村における警戒避難体制を支援するため、土壌雨量指数の高解像度化を早期に実現すること。

《現状・課題等》

1 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、高速道路等広域交通体系の整備が遅れ、優れた観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用創出などの地方創生の阻害要因となっています。また、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害への備えが求められています。東紀州地域の「地方創生」や「国土強靱化」を支える近畿自動車道紀勢線の早期整備が必要です。平成 29 年度より、事業中の熊野道路、新宮紀宝道路の用地買収を担う「近畿道紀勢線プロジェクト推進チーム」を設置し、早期工事着手に向けて用地交渉業務を推進しています。

2 伊勢湾沿岸地域は生産拠点や人口、主要交通網が集積しており、本県の経済を牽引している地域ですが、北部の海拔ゼロメートル地帯をはじめとした、低平地が広がっているため、洪水・高潮・津波に対して脆弱な地域となっています。

日本経済を支える石油化学コンビナート等の生産拠点が浸水により操業停止となれば、日本経済への影響は甚大であるため、流下能力確保のための治水対策や、河川遡上による津波浸水被害を防止するため、堤防耐震化などの地震・津波対策の推進が必要です。

3 伊賀地域の治水対策は、上野遊水地、川上ダム、木津川・服部川・柘植川の河道掘削が完成することで、治水安全度が向上するとともに、川上ダムで安定した水道水源確保が可能になることから、伊賀地域の更なる企業立地が進み、地域経済の活性化が期待できます。このため、川上ダムは、2022 年度の工期までに一日も早い完成、木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業の推進が必要です。

名張市街地、国道 165 号、近鉄大阪線を土砂災害、河川の氾濫から守るためには、木津川水系直轄砂防事業、名張川の直轄河川改修事業の推進が必要です。

4 七里御浜海岸は、昭和 30 年代以降、高波などにより海岸侵食が進み、井田地区海岸では前浜がほとんど消失し、高潮被害が発生しています。高潮被害の防止とともに、人工リーフの整備および維持養浜を実施していますが、七里御浜海岸の侵食対策には、事業費が膨大なうえ、熊野川流域の総合的な土砂管理、河口閉塞対策、景観への配慮などが必要です。

熊野川流域では、河道内の堆積土砂、長期化する濁水の影響等が課題となっています。課題解決に向けて、「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、堆積土砂撤去、流域の崩壊地対策、利水ダムの施設改良や運用改善などを行っていますが、早期の課題解決に向けては、熊野川緊急対策特定区間における直轄河川改修事業の推進、国によるマネジメント強化が不可欠です。

- 5 鳥羽河内ダムが計画されている鳥羽河内川では、平成 27 年 9 月の台風 18 号による豪雨で氾濫し、浸水被害が発生しました。再度の災害防止、治水安全度の抜本的な向上を図るためには、鳥羽河内ダムの整備が必要です。
- 6 本県では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組を全ての県管理河川において取り組んでいます。
激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、洪水を安全に流すための河川改修の推進と住民の確実な避難に資する洪水浸水想定区域図作成が必要です。
- 7 南海トラフを震源とする地震が懸念されており、本県は津波による死者数約 4.2 万人、経済被害額は約 21.1 兆円と想定されています。県北部の海拔ゼロメートル地帯や、県南部の津波到達時間が短い地域では、河川・海岸堤防の耐震化や強靱化の対策が必要です。
- 8 市町における警戒避難体制の強化を促進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を 2019 年度までに、約 1 万 6,000 箇所を完了する必要があります。
土砂災害から要配慮者利用施設や防災拠点等重点的に保全するため、土砂災害防止施設の整備が必要です。
一方で、整備後の経過年数に応じて施設の老朽化が進行する中、施設の機能の回復・確保が課題になっています。本県の土砂災害防止施設約 2,300 施設を適正に管理するための予算を安定的に確保する必要があります。
- 9 災害時に防災拠点等の下水道機能を確保するため、現在、重点的に整備を進めている「南部浄化センター第 2 期整備事業」や「宮川流域下水道幹線管渠延伸事業」を引き続き実施することが必要です。
- 10 本県では県単独事業に加え、砂利採取制度を活用しながら、河川内に堆積した土砂の撤去に取り組んでいますが、降雨による新たな発生もあり、大幅に減少させるには至っていません。河川内に土砂が堆積すると、みお筋の固定や深掘れ、洗掘が発生し、出水時には護岸の損傷による大規模な修繕が必要となります。河川堤防延命化を図るため、事前予防的に実施する河川堆積土砂撤去の適債事業化が必要です。

11 中勢地域の生活や産業の中心地である津松阪港海岸の背後地は、直轄海岸事業が着々と進むことにより地震・津波に対するリスク軽減が進んでいます。一方、巨大台風や南海トラフ地震を震源とする巨大地震の発生が危惧されていることから、さらなる事業の促進を図ることが必要です。

また、2021年に開催される「三重とわか国体」において、セーリング会場となることが決定しており、国体会場周辺の堤防整備を進める必要があります。

12 南海トラフを震源とする地震が懸念されており、特に県南部では短時間で津波が到達することから、海岸・港湾施設の耐震化や強靱化対策が必要です。また、岸壁や護岸など港湾施設の老朽化対策として、計画的に施設更新する必要があります。

13 「三重県建築物耐震改修促進計画」（平成28年3月策定）において、木造住宅の耐震化の目標として、耐震補強補助戸数を年200戸としています。そのため、補助制度を整備するとともに、戸別訪問（年1.1万戸程度）や耐震相談会において、耐震化の必要性や補助金の周知を行う等、直接住民に働きかける取組を重点的に行ってきました。この取組目標を達成するためには、制度の認知度を上げるとともに、耐震化事業に係る財政支援が必要です。

また、第一次緊急輸送道路を耐震診断義務化対象路線に位置付け、その沿道建築物の耐震化を促進しています。当該建築物の所有者等は、2020年度末までに耐震診断を実施することとなっています。耐震化には耐震診断で止まることなく、補強設計や耐震改修へつなげていく必要があります。

14 近年、全国各地では記録的・局地的豪雨による浸水・土砂災害被害が頻発しており、本県においても、平成23年度の紀伊半島大水害、平成16年度の台風第21号での甚大な被害などを教訓に、土砂災害に対するソフト・ハード一体となった予防的対策を進めているところです。しかし、土砂災害は突発的に発生し土石流による衝撃力は大きく、命の危険を脅かす可能性が高いことから、県民のみなさんが身を守っていただくためには早めに避難行動をとっていただくことが重要であり、このため県や市町は、土砂災害にかかる情報の提供や避難勧告の発令等を迅速かつ的確に行う必要があります。現状では、土砂災害雨量指数は、5kmメッシュ情報を活用していますが、よりきめ細かな1kmメッシュ情報の高解像度化が必要です。

県担当課名 県土整備部道路企画課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課、下水道課、住宅政策課、建築開発課

関係法令等 国土交通幹線自動車道建設法、道路法、河川法、砂防法、海岸法、港湾法、都市公園法、土砂災害防止法、下水道法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、社会資本整備総合交付金交付要綱等

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

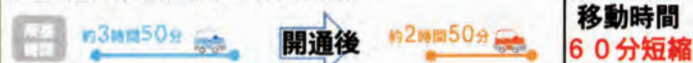
(国土交通省)

東紀州地域の地方創生や、国土強靱化を支える近畿自動車道紀勢線

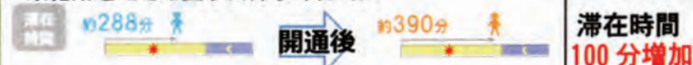
開通効果と「地方創生」の取組が地域に投資・観光客を呼び込む

紀勢線の延伸に伴い移動時間が短縮し滞在時間が増加

■名古屋市から熊野市への所要時間



■東紀州地域での夏季日帰り滞在時間



紀勢線の延伸に伴い段階的に観光施設が整備される

地域の主な観光施設等への投資額 約57億円

※地図の●施設の投資額の合計

長くなった滞在時間で地域の魅力を感じてもらう取組が東紀州地域各地で行われ、平成29年は夏休み期間中の観光入込客数が大幅に増加
※7月15日～8月31日

熊野古道センター [取組例] 特産品のヒノキを用いた工作教室

(入込客数 21,290人、対前年比 141%)

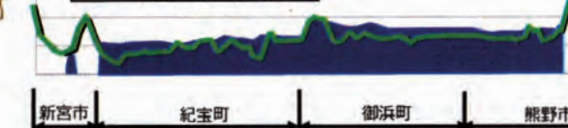
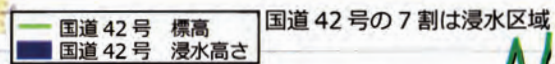
道の駅「熊野・花の産」 [取組例] 熊野地鶏など特産品が食べられる屋外イベント

(入込客数 35,000人、対前年比 139%)

さらなる交流人口の増加のため、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通見通しの早期公表を！



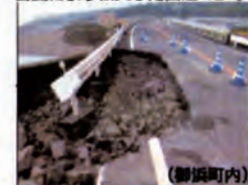
「国土強靱化」に必要な不可欠な紀勢線



東南海地震(S19)の地震・津波被害



台風により被災した国道42号



唯一の幹線道路である国道42号は津波の浸水区域
熊野市・御浜町・紀宝町 37,600人が孤立する可能性

防災拠点・医療拠点を結び「くしの歯の根元」となる「命の道」が未整備

三重県広域防災拠点(東紀州〔紀南〕拠点)

【課題】 県外からの支援物資の受入れに支障
平成23年の紀伊半島大水害でも国道42号が被災を受け陸路による物資輸送で大きな支障が発生

災害拠点病院(公立紀南病院)

平成29年8月22日に災害拠点病院に指定
【課題】・DMAT※の迅速な受入れが困難
・負傷者の他病院への搬送が困難
※災害派遣医療チーム

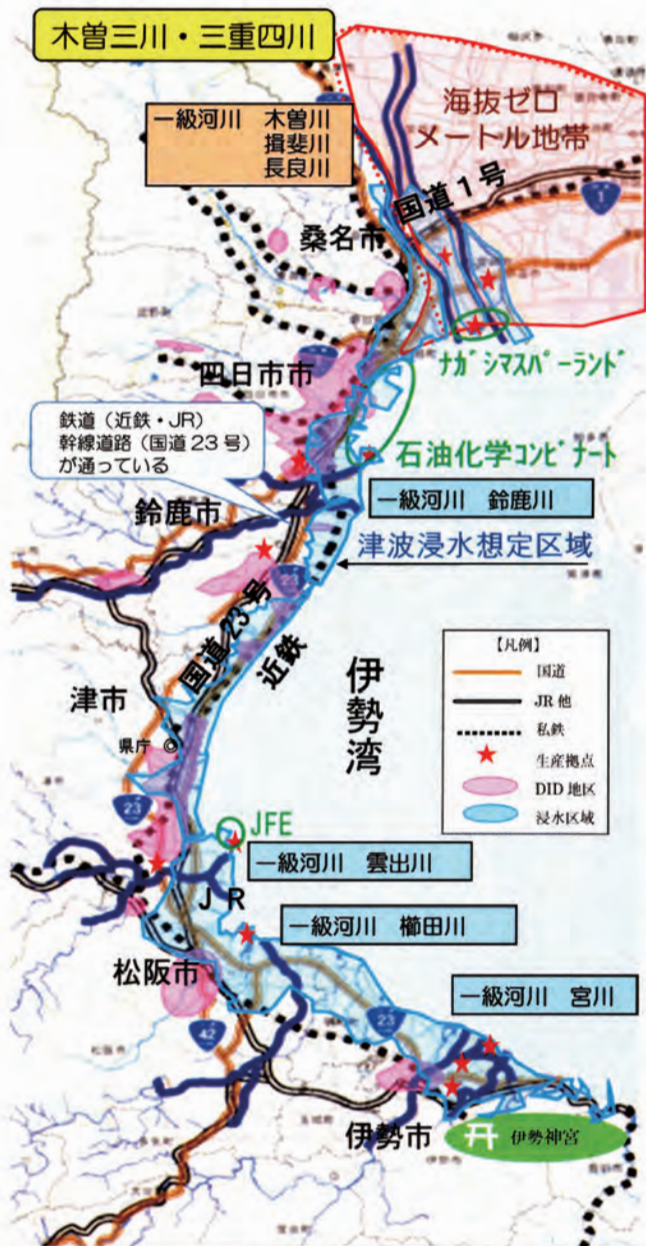
災害時に医療拠点、防災拠点の機能を十分発揮できるように未事業化区間の新規事業化を！

- 要望
- 1 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通見通しを早期公表すること。
 - 2 用地買収を支援する「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」の活用による熊野道路・新宮紀宝道路の整備を推進すること。
 - 3 熊野IC(仮)～紀宝IC(仮)間の未事業化区間(約16km)を平成30年度新規事業化すること。

【県土整備部】

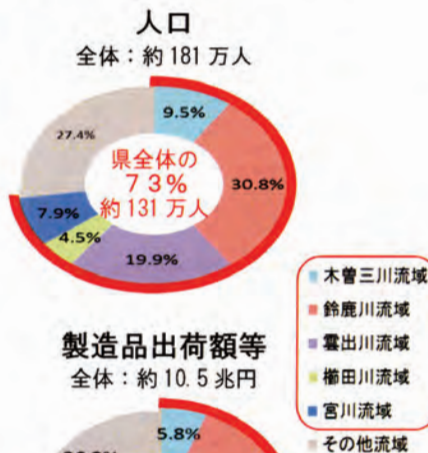
13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

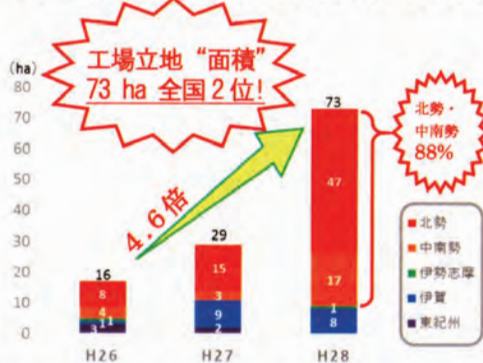


流域の特性

●生産拠点や人口が集積！



●工場立地面積や立地件数が増加！



木曾三川

現在の主な取組

海抜ゼロメートル地帯等における堤防等の地震・津波対策

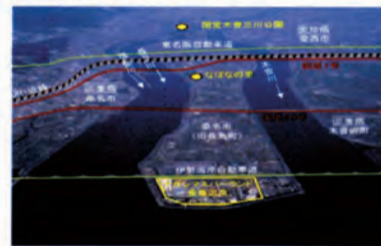
●河口部の堤防耐震対策（液状化対策）

課題

地震により堤防が沈下した場合、津波浸水被害が広範囲、かつ長時間に及び、日本経済への影響は甚大！

津波対策区間進捗率約40%

南海トラフ巨大地震に備え、堤防耐震対策の更なる推進が必要！



三重四川

現在の主な取組

水害の頻発・激甚化に対応する治水対策

●築堤整備 ●河道掘削 ●老朽化の著しい高潮堤防整備

課題

洪水・津波等により堤防が決壊した場合、生産拠点の浸水や、交通の遮断により、日本経済への影響は甚大！

洪水浸水被害額約6兆円！

流下能力確保のため治水対策・堤防耐震対策の更なる推進が必要！



要望 浸水被害軽減のため、木曾三川および鈴鹿川、雲出川、榑田川、宮川において、治水対策および地震・津波対策を推進すること。

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

川上ダム・木津川直轄河川事業

伊賀地域は、関西圏と中京圏の中間点に位置し、企業立地に好条件！



地域の現状

ダム本体工に着手！

■低い治水安全度

・数年に一度は浸水

最近の浸水	事象		浸水面積	浸水戸数
	年月	台風番号		
最近の浸水	2009.10	台風18号	5.3ha	32戸
	2012.9	台風17号	0.07ha	38戸
	2013.9	台風18号	28ha	150戸

■不安定な水道水源

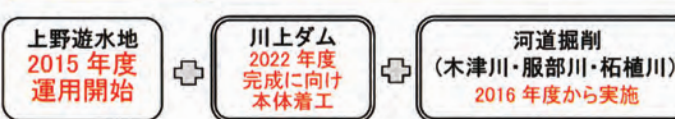
・水源の一部は、川上ダム建設を前提とした暫定水利権
・既存水道施設も老朽化

事業工程

	2017	'18	'19	'20	'21	'22
ダム本体工事						
試験湛水						

2022年度完成に向けた着実な予算確保を！

3点セットで「治水安全度の向上」と「安定的な水源の確保」を実現！



- 治水安全度が向上！
戦後最大洪水(S28台風13号)による被害が**ゼロ**に！
浸水戸数 844戸 ⇒ 0戸 浸水面積 526ha ⇒ 0ha
- 川上ダムにより安定的な水源の確保！

さらなる企業立地が進むことを期待！

- 要望
- 1 川上ダムは、2022年度の工期までに一日も早く完成すること。また、事業推進に必要な予算を確保すること。
 - 2 木津川・服部川・柘植川および名張川の直轄河川改修事業を推進すること。
 - 3 三重県内における木津川水系直轄砂防事業をより一層推進すること。

木津川水系直轄砂防・名張川直轄河川改修



- 人口8万人の名張市街地
- 大阪・奈良・三重を東西に結ぶ主要な交通基盤
国道165号【交通量 約2万台/日】
近鉄大阪線【名張駅乗降人員 約1万2千人/日】
が土砂災害と氾濫から守られ、
住民、主要な交通基盤と利用者の安全が確保されます。

さらなる事業の推進を！

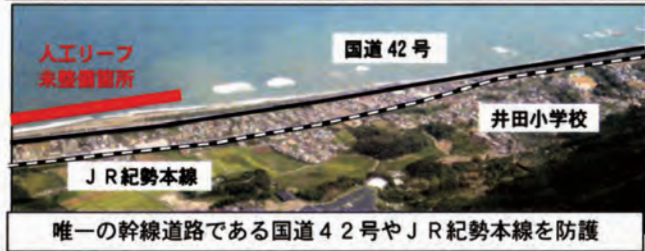


【県土整備部】

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

七里御浜海岸



七里御浜海岸の課題



早期に事業効果を発揮するために、大規模・短期間での対策が必要。

施設整備には膨大な事業費が必要です。

対策が複数県に跨ります。

- 熊野川流域（三重県・奈良県・和歌山県）から発生する、土砂の管理が必要
- 熊野川の複数の管理者、関係機関の調整が必要

高度な技術力が必要です。

- 国立公園、世界遺産に指定され、景観に配慮した対策
- 太平洋の高波が来襲する、過酷な施工条件
- 土砂供給確保のため、熊野川流域の土砂管理や、複雑な土砂供給の解析
- 河口閉塞の対策

直轄事業化

熊野川

流域の課題

◎堆積土砂撤去等の治水対策 ◎長期化する濁水の軽減



平成29年度から「緊急対策特定区間」を設定し、重点的に実施!

「熊野川の総合的な治水対策協議会」における取組



- 治水対策
河川管理者による堆積土砂撤去
利水ダムでの治水運用の実施
- 濁水対策
流域の崩壊地対策の実施、
堆積土砂撤去、ダムの施設改善、
ダムの運用改善(濁水早期排出)

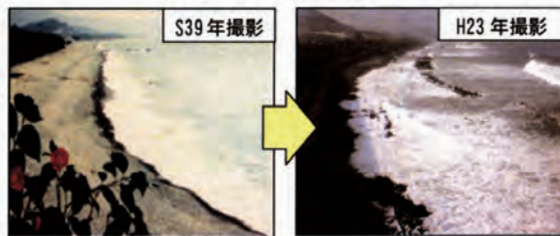
成果

- 平成29年の台風5号では、河道掘削により、成川地点で約1.5mの水位低減効果を確認。
- 平成27年の台風11号では、ダムの事前放流により、相賀地点で約0.7mの水位低減効果を確認。

早期課題解決に向けて

- 緊急対策特定区間における直轄河川改修事業の推進
- 協議会でとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメントの強化

海浜侵食状況（井田海岸）



熊野川の河道掘削土砂を利用した維持養浜



要望

- 1 七里御浜海岸における侵食対策を直轄事業化すること。
- 2 熊野川緊急対策特定区間における直轄河川改修事業を推進すること。
- 3 協議会でとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメントを強化すること。

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

鳥羽河内ダム

2016(平成28)年の伊勢志摩地域の観光客数は1000万人!

- 三重県全体の1/4を占め、サミット効果で対前年比率7%増
- ますます観光地としての振興が期待!



数年に一度、観光拠点へのアクセスに支障(近鉄志摩線・国道167号)



2015(平成27)年9月9日(台風18号)鳥羽河内川



■交通網に影響
 国道167号
 通行止め 3時間
 近鉄志摩線
 運行停止 12時間

■過去10年では
 国道167号
 通行止め 2回
 近鉄志摩線
 運行停止 6回

鳥羽河内川および加茂川の洪水被害を防止するため、鳥羽河内ダムの建設を進めています。

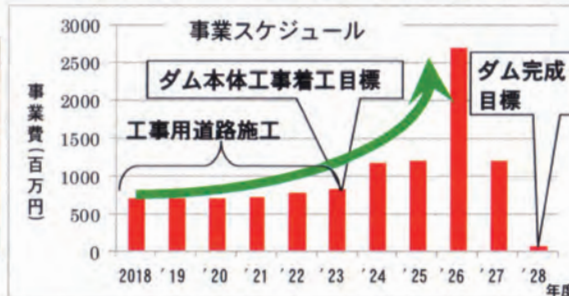
地元はダム建設を熱望

ダム建設箇所の河内町内会
 は、ダム建設推進のための
 顧問を複数人置き、活動中

**377筆の用地取得を
 約2年間で完了**

2015(H27)年度末に補償基準を
 妥結、2018(H30)年度初めには、
 用地取得が完了見込

2028年度までに事業費107億円が必要



2017(H29)年度から工事用道路を計画的かつ

着実に整備し、早期のダム本体工事着工

	2017	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26	'27	'28
用地取得	[全 377筆]											
工事用道路												
ダム本体工事												
試験湛水												

鳥羽河内ダムの完成により
 治水安全度が大きく向上!



■治水安全度が向上
 することで、地域の
 浸水被害を防止

■観光拠点へのアク
 セスの安全性が確保
 され、観光産業の更
 なる発展が期待

要望 鳥羽河内ダム建設に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

防災・安全交付金による支援(河川)

洪水防止対策の推進

現状

- 河川整備率約39%
(全国平均を大きく下回る)
- 過去5年間都道府県別
水害被害累計額全国ワースト6!

現在の取組

- 資産被害、地域社会への影響の
大きい市街地の河川改修
- 横断構造物(橋梁等)改築による
治水安全度の向上

課題

伊勢湾沿いの人口・資産が集積する下流域には、ネック点となる幹線道路、鉄道等の河川横断構造物が点在するため、改築には莫大な費用を要する。

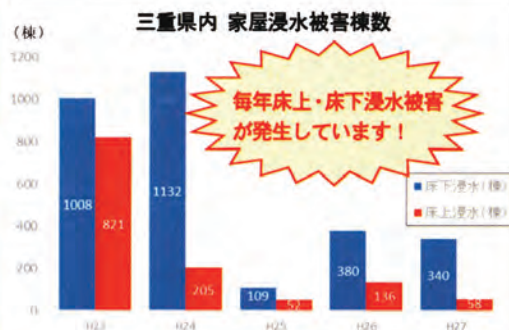
H30年度の橋梁改築

三滝川、志登茂川、椋川(3河川)

治水安全度に大きく寄与する抜本的な治水対策のための予算確保を!

【効果】 治水安全度を高め、
浸水被害発生危険性を軽減

頻発する浸水被害を軽減する治水対策が急務



橋梁改築により、流下能力向上!!



住民の確実な避難に資する対策の推進

2017年6月の水防法改正

水防災協議会

現在の取組

●浸水想定区域図作成(37河川)

- 水位周知河川の浸水想定区域図を8年間で作成予定!
- 10河川作成済み 5河川作成中!

残り22河川

●『水防災意識社会』の構築

- 県内全域において水防災協議会の立ち上げ!
- 概ね5年以内に行う取組を年度内に取りまとめる予定!

課題

水防災協議会が取りまとめる取組に、浸水想定区域図を位置づけるため、今後5年間(2021年度迄)で全ての水位周知河川の浸水想定区域図を作成する必要があります。

緊急行動計画のとりまとめ

大規模氾濫減災協議会の設置
(水防災協議会を改組予定)

『想定し得る最大規模の降雨』を前提とした河川の浸水想定区域図の作成



第1回協議会



浸水想定区域図作成のための予算確保を!

【効果】 ハザードマップの更新等、市町の警戒避難体制整備が進むことで、地域住民の適切な避難行動につながります。

要望

- 1 頻発する浸水被害軽減のため、河川改修の推進に必要な予算を確保すること。
- 2 住民の確実な避難に資する対策を推進するために必要な予算を確保すること。

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

防災・安全交付金による支援(河川、海岸)

南海トラフ巨大地震に備えた地震・津波対策

南海トラフ地震発生時に想定される被害

府県名	単位	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎
津波による死者数	万人	9.6	1.3	4.2	13.3	2.8	8.0	2.7	0.6	0.8	3.6	3.5
経済被害額	兆円	23.8	16.9	21.1	28.8	5.6	9.9	6.4	3.4	16.2	9.4	7.3

H29南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行部会資料より

切迫する南海トラフ巨大地震に備えるため、地域ごとに想定される被害特性に合わせ、堤防の耐震対策等を重点的に実施します。

南海トラフ巨大地震による地域ごとの被害特性



県北部では、地震による堤防の液状化に備え、**地震対策**を重点的に実施します。

県中部は、伊勢湾台風後に整備された海岸が多いため、通常の高潮・侵食対策(老朽化対策)に併せ**地震・津波対策**を重点的に実施します。

県南部は、非常に大きな津波が短時間で来襲することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、**津波対策**を重点的に実施します。

地震・津波対策の予算確保

- ◆地震対策は膨大な工事費を要する。
- ◆津波対策が必要な海岸線延長が長大である。

地震・津波対策に必要な予算確保が急務!

県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯における堤防等の地震対策

直轄河川改修事業と合わせ、**県河川・海岸事業**を実施し、地域の安全・安心を確保。



海岸事業

- ・城南第一地区、川越地区海岸の耐震対策を推進しています。

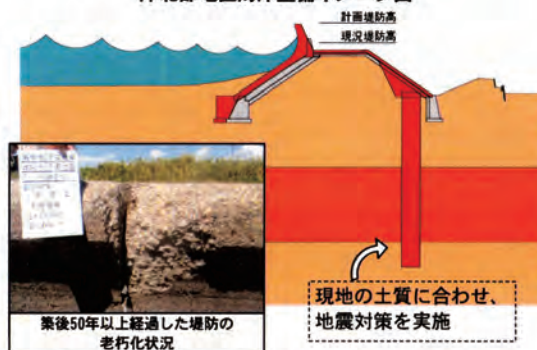
河川事業

- ・鍋田川の堤防耐震対策を推進します。
- ・浸水、津波による全壊家屋数 3,400 棟解消!

県中部の高潮・侵食対策(老朽化対策)に併せ**地震・津波対策**を実施

海岸事業

津北部地区海岸整備イメージ図



- ・四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市などの人口や資産が集中する地域を防護します。

県南部の短時間で津波が到達する沿岸域での**津波対策**

海岸事業

阿田和地区海岸の津波対策事例



- ・県南部では、津波が最短2分で到達することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策を推進しています。
- ・津波浸水被害の発生を遅延・軽減し、地域の避難計画など、ソフト対策の効果発現に寄与。

要望 河川・海岸堤防の耐震対策や津波対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(総務省、国土交通省)

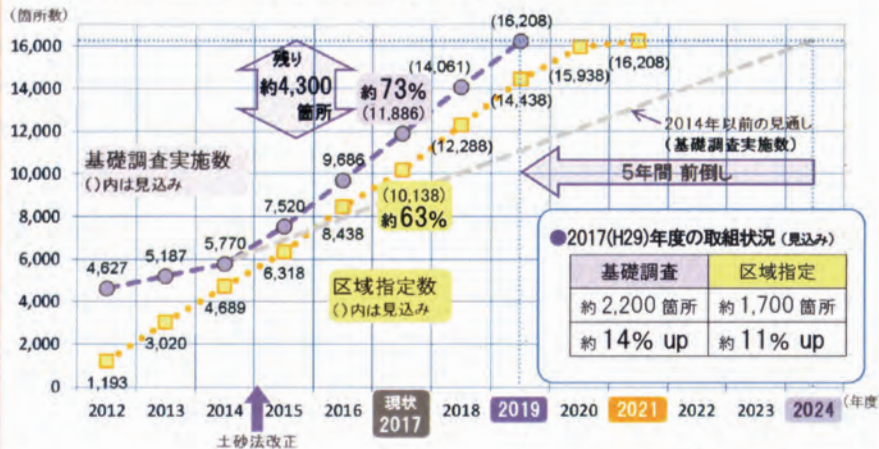
防災・安全交付金による支援(砂防)

土砂災害対策(基礎調査と土砂災害防止施設の整備)のための予算確保

目標: 2019年度までに 基礎調査を完了

2018~19年度の2年間に約13億円必要(2018(H30)年度:6.5億円)

○ 三重県内の土砂災害危険箇所は 約16,000箇所



基礎調査の着実な実施のために財政支援を!



現状 国補率1/3 起債充当なし

負担がずっしり



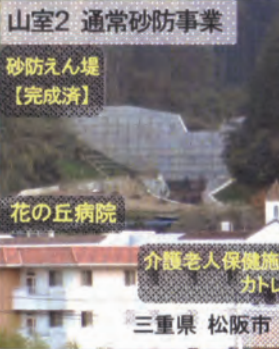
基礎調査を2019年度末までに完了させるため
 財政支援の更なる拡充と予算確保が必要です!!

ソフト対策とハード対策の両面から支援を!!

土砂災害防止施設の整備で重要施設を保全

(要配慮者利用施設、避難所、主要道路(国道、県道、緊急輸送道路)、鉄道)

● 要配慮者利用施設



● 避難所



● 国道(緊急輸送道路)



2018(H30)年度 重要施設を保全する箇所: 全箇所の7割に!

砂防 30/36 箇所

急傾斜 9/17 箇所

土砂災害防止施設の整備事業

2018(H30)年度事業費: 21.9億円

老朽化した土砂災害防止施設の機能を回復・確保

施設の適正管理の推進が求められている!



本県の土砂災害防止施設は
 約2,300施設
 今後も施設数は増加

公共施設等適正管理推進事業債
 の対象とするなどの財政支援を!

土砂災害を防止し、人命と地域社会を守るため

- 土砂災害防止施設の整備のための予算確保
- 施設の適正管理のための財政支援の拡充 が必要です!!

要望

- 1 市町における警戒避難体制の整備を促進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な予算を確保すること。
- 2 要配慮者利用施設や避難所等の重要施設を保全する土砂災害防止施設の整備に必要な予算を確保すること。
- 3 土砂災害防止施設の老朽化対策や維持修繕について、交付金制度および起債制度の拡充を図ること。

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

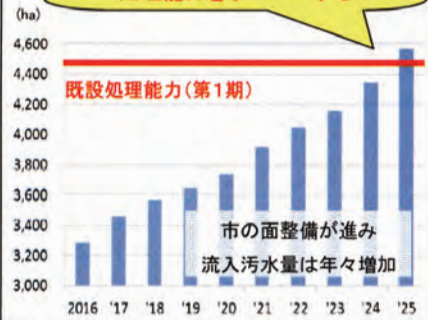
社会資本整備総合交付金・防災・安全交付金による支援(下水道)

鈴鹿市内の地震災害時の下水道機能確保のため 南部浄化センター(第2期)の早期供用開始

災害拠点病院等の汚水処理を確実に行うことで
安心して暮らせるまちづくりを実現!

南部処理区 整備面積予測

2024年度末には供用しないと
処理能力をオーバーする



第2期整備状況(2017年9月撮影)



南海トラフ巨大地震の
想定津波高

災害時の下水道機能確保



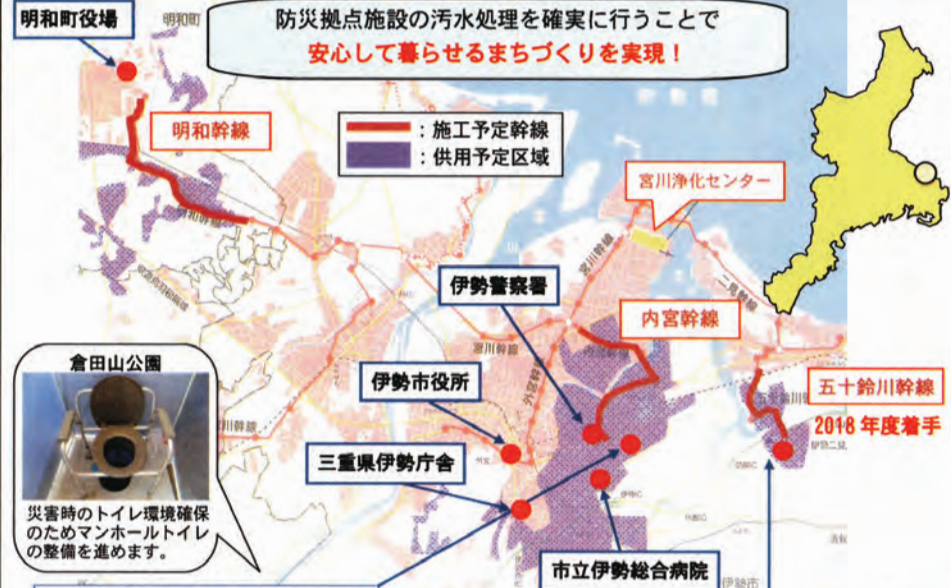
2018(H30)年度から
躯体整備に着手

南部浄化センター(第2期)の整備工程

	2014	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
護岸整備		16億円									供用開始▼
埋立整備			4億円								
躯体整備				57億円							
プラント整備										39億円	
工事費(国費:億円)	6	3.6	6.4	5.4	5.8	8	11	22	15	14	18

伊勢市・明和町内の防災拠点施設の下水道機能確保のため 宮川流域下水道幹線管渠の早期供用開始

防災拠点施設の汚水処理を確実に行うことで
安心して暮らせるまちづくりを実現!



災害対策本部の補完機能を有する
「伊勢市消防本部庁舎・防災センター」



災害応急対策活動に必要な「伊勢志摩広域防災拠点」



宮川流域下水道幹線管渠の整備工程

	2015	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
内宮幹線		12億円								
明和幹線			20億円							
五十鈴川幹線				4億円						
工事費(国費:億円)	1.8	5.1	9.7	5.6	2.5	3.2	1	1.4	2.3	3.4

2018(H30)年度から
五十鈴川幹線に着手

要望 災害時の下水道機能確保のため、下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(総務省、国土交通省)

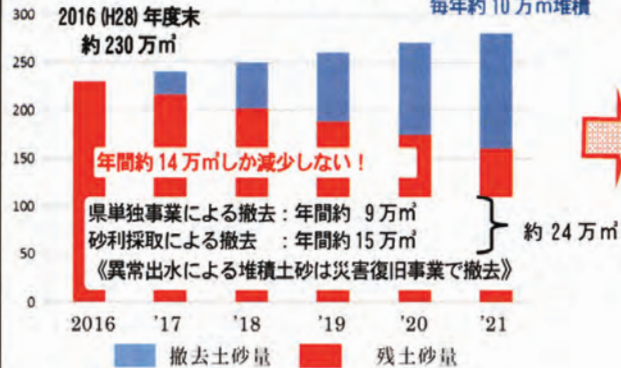
河川の防災・減災対策(河川堆積土砂撤去)

三重県の現状

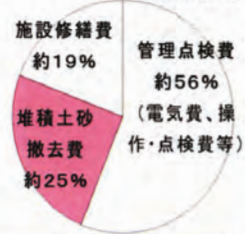
県民や市町からの要望も多く、県単独事業に加え、砂利採取制度も活用しながら、年間約24万m³の堆積土砂撤去に取り組んでいるが、年々10万m³の堆積土砂が新たに発生しており、年間14万m³しか減少しない。

堆積土砂撤去予算の増額が困難

通常の降雨により
毎年約10万m³堆積



河川維持管理費 (県単独費)

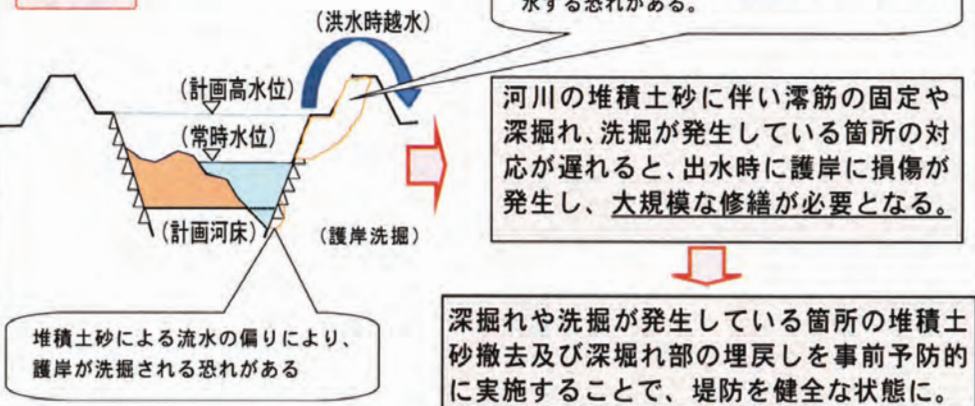


堆積土砂撤去費は、県単独事業である河川維持管理費の約25%を占めるため、費用を増額することは困難!

取組状況



【効果】



河床が深掘れしており、放置しておくと危険



堤防の延命化をはかることができる!!



制度要望

■河川堤防の延命化を図るために、事前予防的に実施する河川堆積土砂撤去の適債事業化!!

要望

河川堤防の長寿命化に資する河川堆積土砂撤去について、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること。

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

津松阪港海岸 直轄海岸保全施設整備事業



海岸堤防の耐震化により背後地の安全・安心が向上 様々なストック効果が発現



①株式会社百五銀行
 新本館ビルの建設 (H27 使用開始)
 ・免震構造により、災害時においても事業継続可能
 ・延べ床面積約 36,000 m²/2 棟
 ・津市避難ビルとして地域の安全・安心に貢献



②三重大学附属病院
 新外来病棟を新設 (H27 使用開始)
 ・手術支援ロボット、ハイブリッド手術室、最新の CT 装置などを導入
 ・延べ床面積約 28,000 m²
 ・診察室 131 室



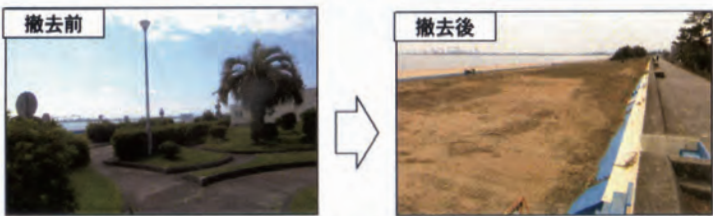
③倉敷紡績株式会社(クボタ) 三重工場
 建物・設備の拡大 (H24 操業開始)
 ・他工場の既存設備一式も新工場に集約し、生産・開発体制を強化
 ・延べ床面積約 15,000 m²
 ・高品質の機能性フィルムを生産



堤防整備着手後の宅地開発
 背後地世帯数の推移
 約 18 万世帯 (H27)
 約 14 万世帯 (H2)
 ・開発戸数 600 戸以上
 ・開発面積 12,000 m²以上

県・市が『とこわか国体』会場周辺の整備を推進！

三重とこわか国体 2021



平成 28 年度に、県・市で堤防整備の支障となる公園設備を撤去しました！

国体会場周辺の整備状況



津松阪港海岸	栗真町屋工区 阿漕浦・御殿場工区	鰐崎工区 (完了)
全体事業費	135.0 億円	42.7 億円
整備期間	2011 (H23) ~ 2023	2002 (H14) ~ 2011 (H23)
整備延長	5.6 km	2.2 km

要望 2021 年開催「三重とこわか国体」会場を含む周辺の直轄海岸事業を強力に推進すること。

【県土整備部】

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

防災・減災対策、老朽化対策への支援(海岸、港湾)

地震・高潮・侵食被害に備えた港湾海岸の整備

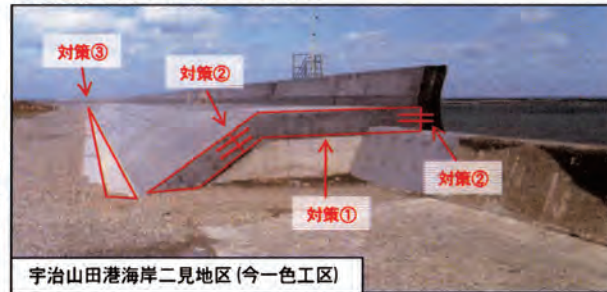
南海トラフ地震に備えた海岸堤防の整備

三重県で想定される南海トラフ地震による被害は、死者数約4万人、経済被害額約2.1兆円と想定されており、早期の対策が喫緊の課題となっている。

特に、県南部では、非常に大きな津波が短時間で来襲することから、住民等の安全な避難に資する海岸堤防の整備を推進します。

海岸堤防
強靱化対策
の推進

海岸堤防強靱化対策の整備事例



- 対策① 天端・裏法コンクリートの被覆厚を確保
- 対策② 差鉄筋を配置し、構造の一体化
- 対策③ 法尻コンクリートによる洗掘防止

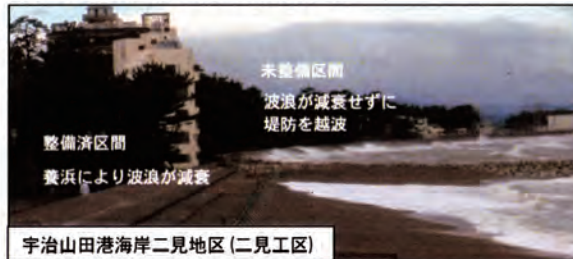
津波が堤防を越流した場合でも、堤防が壊れにくい構造にし、住民等の避難時間を少しでも確保できるようにします。



高潮・侵食被害に備えた海岸堤防の整備

宇治山田港海岸では、堤防整備や海浜の復元による面的整備により、高潮防護効果が発揮されています。

台風襲時の高潮被害低減効果事例

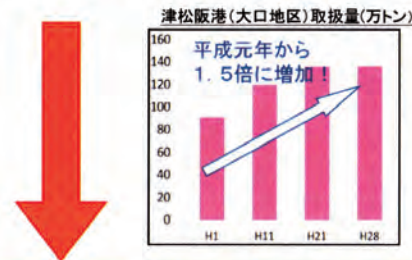


港湾施設の老朽化対策や地震対策

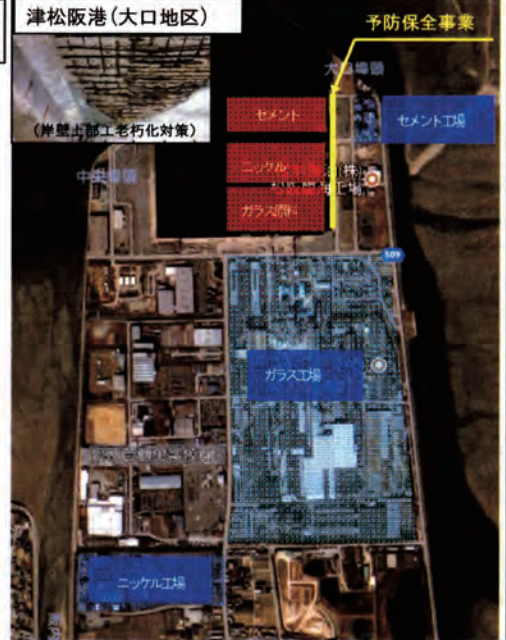
地域の基幹産業を支え生産性向上に資する港湾施設の老朽化対策が必要！

- 直背後に港湾貨物を利用する工場が集積。
- 安価な輸送コストが生産性向上につながる。

- セメント原料を移入。三重県全域の生コン工場や建築資材製造工場に供給
⇒ 県内の社会基盤整備を支える！
- ガラス原料を移入。自動車用ガラスなどを製造し、主要メーカーに供給
⇒ 日本の自動車産業を支える！
- ニッケル原料を輸入。酸化ニッケルなどを製造。国内シェア100%
⇒ ハイブリッドカーの燃料電池
⇒ パソコンなどの電子基板
⇒ ステンレス鋼 などに加工
⇒ 日本の先進産業を支える！



老朽化により養生措置して岸壁を利用している。事業の長期化により岸壁利用に支障をきたし、地域の基幹産業に影響を及ぼすおそれがあるため早期の整備が必要。



南海トラフ地震などの大規模地震に備え、港湾施設の地震対策が必要！



要望 海岸・港湾施設の地震対策や津波対策、港湾施設の老朽化対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。

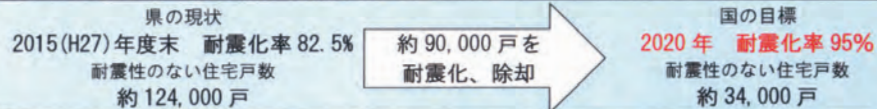
13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

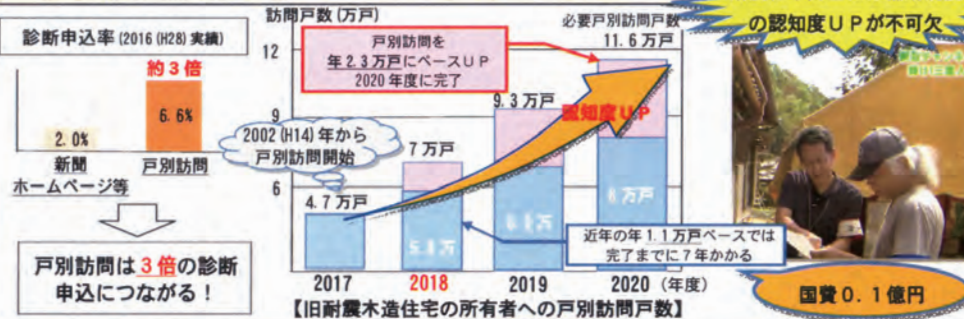
住宅・建築物の耐震化の促進

木造住宅の耐震化に必要な予算の確保を！

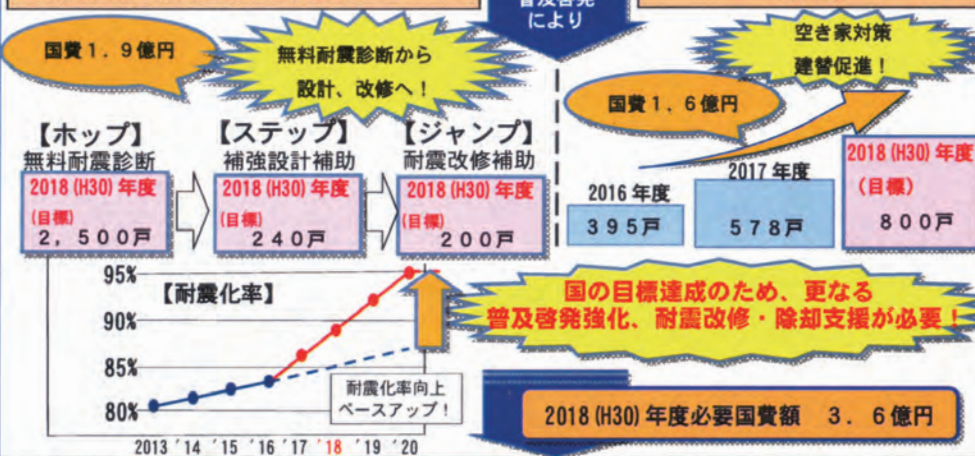
【住宅耐震化率及び耐震性のない住宅戸数】



【普及啓発】



【耐震診断・補強設計・耐震改修】

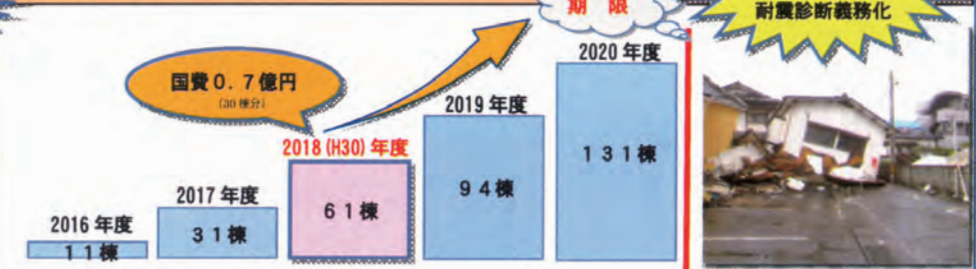


避難路沿道の建築物の耐震化に必要な予算の確保を！

【三重県建築物耐震改修促進計画】

建築物が地震によって倒壊した際に、通行を妨げ円滑な避難が困難となることを防止する。
⇒ 第一次緊急輸送道路を耐震診断義務化対象路線に位置付け

【耐震診断】



【補強設計】



【耐震改修】



「木造住宅の耐震化」および「避難路沿道の建築物の耐震化」への必要な予算の確保

2018(H30)年度必要国費額 約4.8億

要望 木造住宅の耐震化に必要な予算を確保すること。
避難路沿道の建築物の耐震化に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

13 「国民の安全・安心の確保」に資する社会資本整備の推進

(気象庁)

土壌雨量指数の高解像度化

土砂災害は命の危険を脅かすことが多いため、避難行動をできるだけ早く行うことが必要

市町村には、避難勧告等の迅速かつ的確な判断が求められている！

(土砂災害防止対策基本指針(平成27年1月、国土交通省))

気象庁のメッシュ情報
(土砂災害警戒判定用)

市町村の避難勧告等

住民の避難行動

また、メッシュ情報を用いた避難対象の絞り込みが求められている！

(避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月、内閣府))

「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」(平成27年1月、国土交通省)への対応

国、都道府県には、きめ細かな情報の提供が求められている！

- 住民の避難を促進するためには、気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進めていく必要がある。

新たなステージに対応した防災・減災のあり方を受けた 国と県の具体的な取組

国は 土壌雨量指数を高頻度化
(気象庁、平成29年度下期)

県は「情報提供システム」を再構築
(三重県、平成29年度下期)

- ✓ 従来よりも最大20分迅速に危険度情報の発信が可能！
- ✳️ 更新時間の短縮【30分⇒10分】

- ✓ 高頻度化(10分更新)に対応
- ✓ 高解像度化(1kmメッシュ)に対応可能！

現状

土壌雨量指数は5kmメッシュで提供されている

- ▲ 避難対象の絞り込みが困難な状況
- ▲ 地域・警戒区域ごとの危険度が不明確

このため、市町村から精度向上の要望が出されている

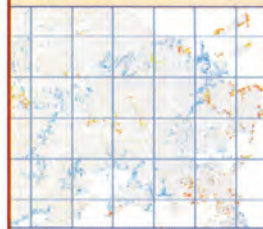
高解像度化

土壌雨量指数が1kmメッシュで提供されると

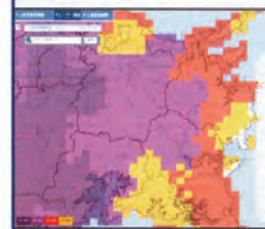
- ✳️ 避難勧告等の発令単位に合わせた情報提供が可能に！
- ✳️ 危険度が地域・警戒区域ごとに明確となり、地先の判断材料に！
- ✳️ 住民や要配慮者利用施設の管理者等による地域ぐるみの避難促進に！

高解像度化と活用のイメージ

土砂災害警戒区域、危険箇所と5kmメッシュ



高解像度表示(1kmメッシュ)



避難勧告等の発令単位表示

活用例

- 左図の1kmメッシュ情報をもとに発令単位の情報をシステムで生成

✓ 土壌雨量指数の高解像度化(1kmメッシュ)の早期実施を！

要望 市町村における警戒避難体制を支援するため、土壌雨量指数の高解像度化を早期に実現すること。

14 「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

【要望項目】 予算、制度

- 1 東海環状自動車道東員IC～大安IC（仮）間を平成30年度の確実な開通、大安IC（仮）～北勢IC（仮）間の開通見通しを早期公表、北勢IC（仮）～岐阜県境間の整備を推進すること。
新名神高速道路を平成30年度中に一日も早く全線開通すること。
- 2 国道1号北勢バイパスの国道477号バイパスまでの開通見通しの早期公表、全線開通に向けた整備を推進すること。
国道23号中勢バイパスの7工区（鈴鹿～津）の平成30年度の一日も早い開通、全線開通に向けた整備を推進、既開通区間の渋滞解消に向けた4車線化や立体化を推進すること。
鈴鹿四日市道路を平成30年度新規事業化すること。
- 3 国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の整備を推進すること。
国道42号松阪多気バイパスの一日も早い全線開通とともに、引き続き渋滞対策として既開通区間の立体交差化に早期着手をすること。
- 4 名神阪連絡道路の国による調査を推進し、早期実現を図ること。
鈴鹿亀山道路の都市計画決定手続きに関する調査を支援すること。
- 5 中京圏の高速道路ネットワーク整備のスピードアップに向けた財源確保のため、早期に中京圏の高速道路料金の見直しをすること。
道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

《現状・課題等》

- 1 東海環状自動車道については、沿線地域で開通を見越した設備投資が進められているため、開通見通しの早期公表、一日も早い全線開通が必要です。新名神高速道路に並行する東名阪自動車道では、著しい渋滞が発生しています。新名神高速道路は、渋滞を解消し、中部圏のものづくりを支え、生産性を向上させる重要な国土軸となる道路であるため、一日も早い開通が必要です。
- 2 現道の国道1号、23号において、渋滞が著しく、北中勢地域の産業面において大きな損失となっています。渋滞緩和や時間短縮による生産性の向上につながる道路ネットワークを強化するには、北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路の一体整備が必要です。
- 3 国道1号伊勢大橋周辺では、慢性的な渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和9年に完成してから長年にわたり激しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化しています。伊勢大橋の架け替えで、右折レーンを設置することにより、渋滞を解消し、地域の安全安心を確保するためにも、整備推進が必要です。

松阪多気バイパスについては、今年度に全線開通することから、市街地の主要渋滞箇所を回避することができ、物流コストの削減に大きく寄与します。しかし、既開通区間内の交差点では、既に著しい渋滞が発生していることから、立体交差化の早期着手が必要です。

4 名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道が東西方向に走っており、広域道路ネットワークを強化するため、それらを南北に結ぶ名神名阪連絡道路の整備が必要です。鈴鹿亀山地域は、産業集積地にあるものの、高速道路へのアクセスに時間を要しています。高速道路への所要時間を短縮し、定時性を確保する鈴鹿亀山道路の早期事業化に向け、現在進めている都市計画手続きの支援が必要です。

5 首都圏や近畿圏では、高速道路を賢く使うための新たな料金体系を導入しています。中京圏においても、道路ネットワーク全体の機能を最大限発揮させるため、高速道路料金体系の見直しが必要です。

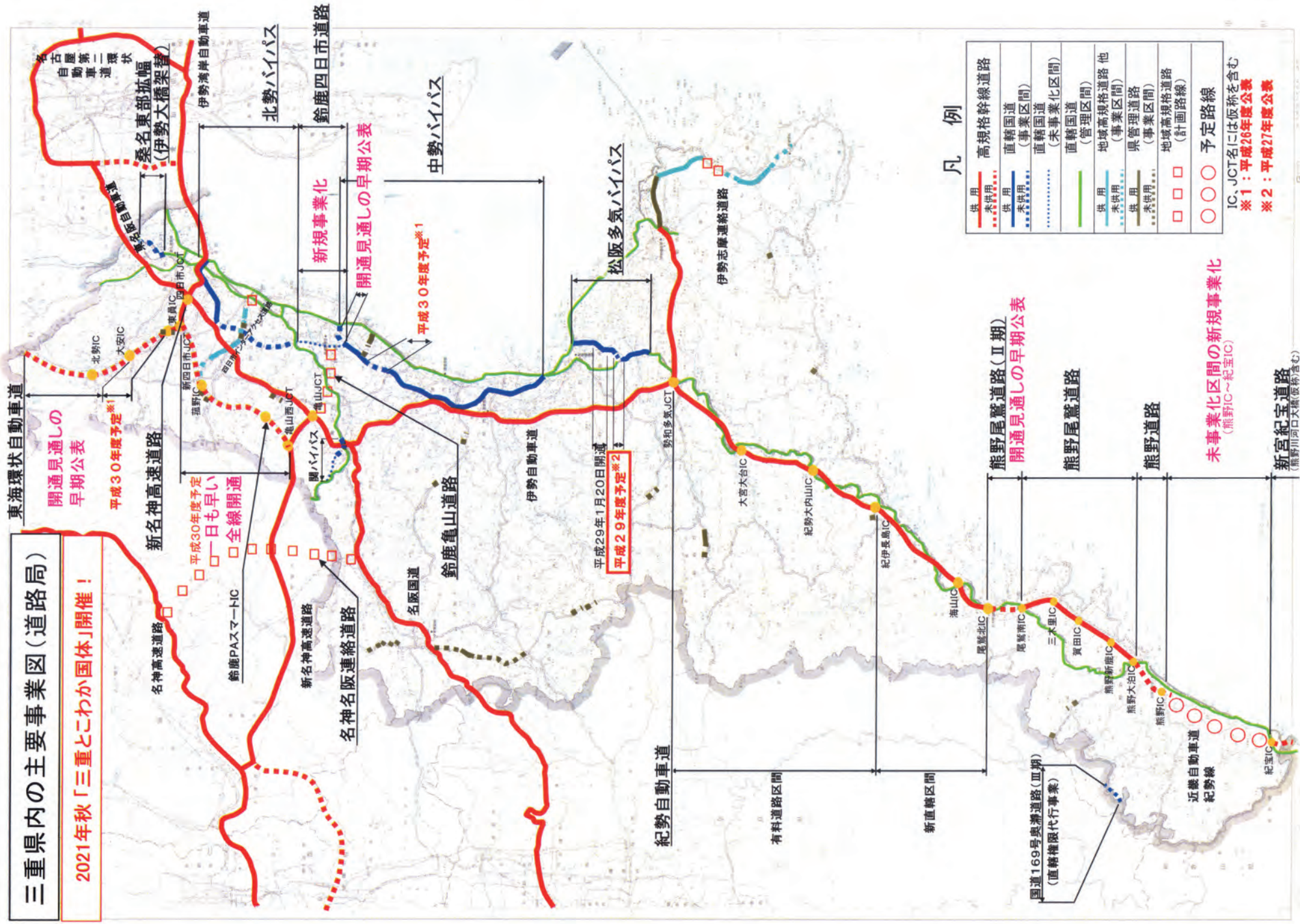
「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路財特法）」における補助率等の嵩上げ措置は平成 20 年度以降 10 年間の措置であり、平成 29 年度が最終年度になります。本県では、道路整備の多くに補助金・交付金を活用して整備を進めており、地域のニーズをふまえ、真に必要な道路整備を推進するためには、特例措置の堅持が必要です。

県担当課名
関係法令等

県土整備部道路企画課、道路建設課、
国土交通幹線自動車道建設法、道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等

三重県内の主要事業図(道路局)

2021年秋「三重とこわか国体」開催!



凡例

赤線	高規格幹線道路
赤点線	未供用
青線	直轄国道(事業区間)
青点線	未供用
緑線	直轄国道(未事業化区間)
緑点線	未供用
黄線	直轄国道(管理区間)
黄点線	未供用
黒線	地域高規格道路他(事業区間)
黒点線	未供用
黄緑線	県管理道路(事業区間)
黄緑点線	未供用
赤点線	地域高規格道路(計画路線)
赤点線	○ ○ ○ 予定路線

IC、JCT名には仮称を含む
 ※1：平成26年度公表
 ※2：平成27年度公表

熊野尾鷲道路(Ⅱ期)
 開通見通しの早期公表

熊野尾鷲道路

熊野道路

未事業化区間の新規事業化
 (熊野IC～紀宝IC)

新宮紀宝道路
 (熊野川河口大橋(仮称含む))

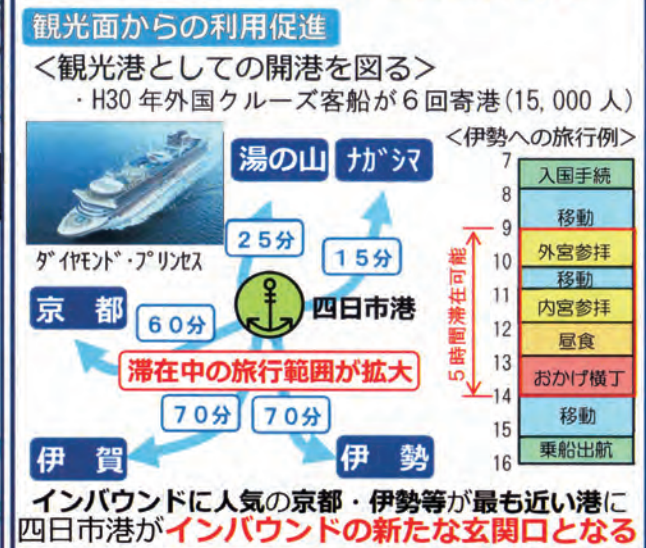
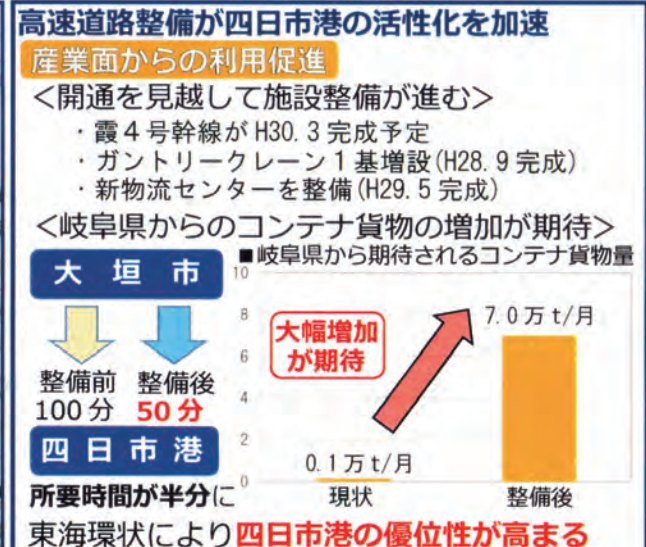
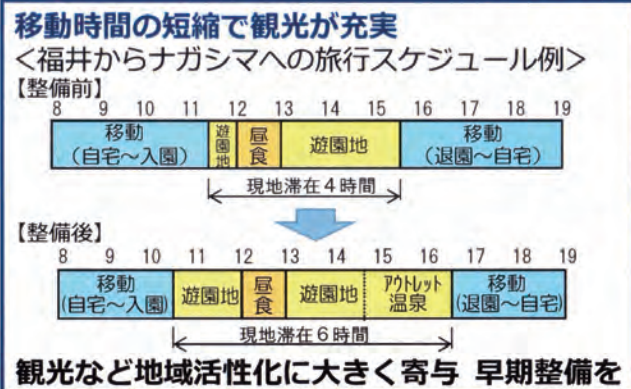
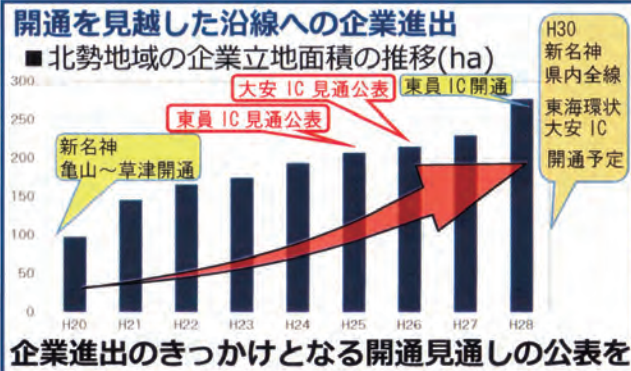
国道169号豊滞道路(Ⅲ期)
 (直轄権限代行事業)

近畿自動車道
 紀勢線

14 「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

中部圏のものづくりを支える高規格幹線道路整備推進（東海環状自動車道、新名神高速道路）



- 要望
- 東海環状自動車道東員IC~大安IC(仮)間を平成30年度確実な開通、大安IC(仮)~北勢IC(仮)間の開通見通しを早期公表、北勢IC(仮)~岐阜県境間の整備を推進すること。
 - 新名神高速道路を平成30年度中に一日も早く全線開通すること。

14 「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」に資する社会資本整備の推進

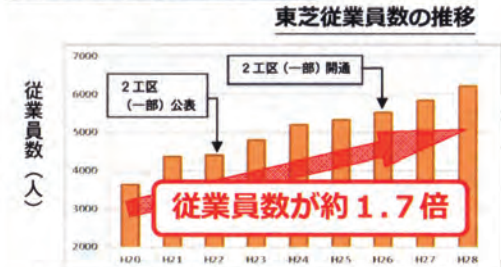
(国土交通省)

北勢・中勢地域の生産性向上に不可欠なバイパス事業の整備促進（北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路）

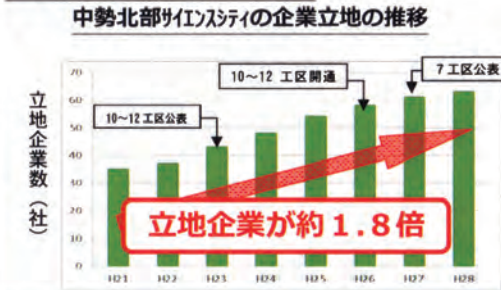


開通見通しの公表をもとに、開通に合わせた雇用の創出や企業立地が促進

■北勢 BP の開通見通し経緯と



■中勢 BP の開通見通し経緯と



北勢バイパスが国道477号バイパスとつながると四日市港へのアクセスが向上

■北勢 BP 開通後の菟野町内の工業用地から四日市港までの経路



■北勢 BP 整備前後の菟野町内の工業用地~四日市港間の所要時間



航空機産業をはじめとした成長産業を支える道路ネットワークの強化を期待

■世界の民間航空機の新規需要機数予測

20年間で約 2 倍

■国内の航空機・部品の生産高の割合

中部地域 約 6 割
 中部地域以外

■県内の特区参画企業数の推移

国際戦略総合特区に指定



雇用創出や企業立地を促進するため

北勢バイパス の開通見通しの公表

中勢バイパス の一日も早い開通

鈴鹿四日市道路 の新規事業化が必要

要望

- 1 国道1号北勢バイパスの国道477号バイパスまでの開通見通しの早期公表、全線開通に向けた整備を推進すること。
- 2 国道23号中勢バイパスの7工区(鈴鹿~津)の平成30年度の一日も早い開通、全線開通に向けた整備を推進、既開通区間の渋滞解消に向けた4車線化や立体化を推進すること。
- 3 鈴鹿四日市道路を平成30年度新規事業化すること。

14 「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

産業・観光振興を図り、災害時の安全・安心の確保に大きく寄与する事業の推進 国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）

中勢地域の生産性向上に寄与するバイパス事業の整備推進 国道42号松阪多気バイパス

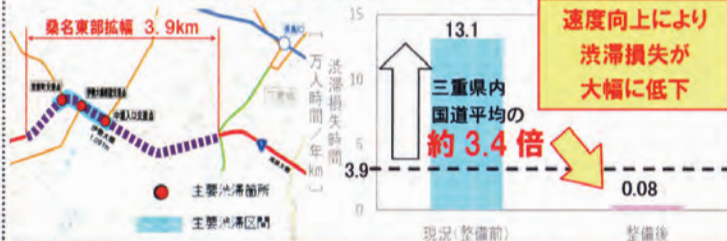
民間、地元企業参画による同盟会設立

H29年7月に観光協会、企業、県バス・タクシー・トラック協会等で構成する同盟会を設立。
早期事業完了を目指す！



交通渋滞解消で物流コスト削減

- 渋滞損失時間は、三重県内の国道平均の約3.4倍に相当
- 渋滞損失時間が大幅に低下し、物流コスト削減に大きく寄与



ピンポイント渋滞対策として3車線化を実施（小津交差点）

朝田町南交差点 最大渋滞長約600m



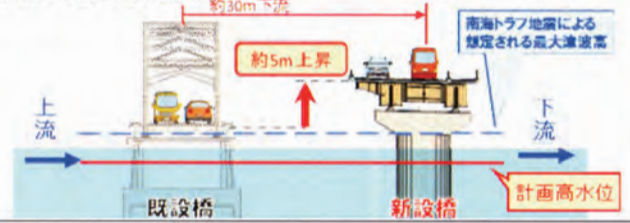
渋滞解消で観光振興に大きく寄与

- 桑名市は、観光入込客数が県内第1位
- 渋滞解消で、余裕を持った観光プランで楽しめる！



災害に強い道路機能の確保

- 桁高5mの上昇で南海トラフ地震による最大津波を回避
- 緊急輸送道路の機能を確保



沿線地域の生産性向上を支援

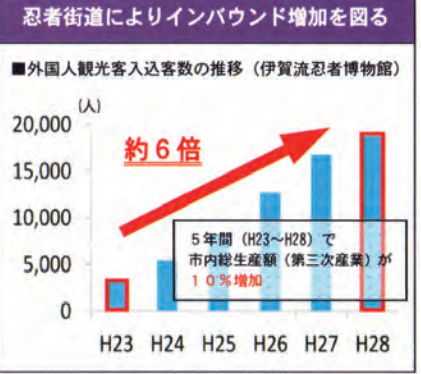
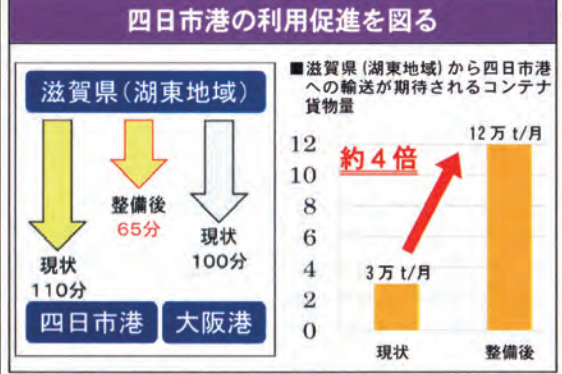


- 要望
- 1 国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の整備を推進すること。
 - 2 国道42号松阪多気バイパスの一日も早い全線開通とともに、引き続き渋滞対策として既開通区間の立体交差化に早期着手をすること。

14 「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

高規格な道路を相互に連結し、新たなネットワークを構築することで生産性を向上させる (名神名阪連絡道路・鈴鹿亀山道路)



- ・三重と滋賀の県境を跨ぐ広域的なネットワーク
- ・高規格幹線道路(名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道)との接続には高度な技術力が必要

鈴鹿亀山道路 シンポジウムの開催 (H29.7) 一般来場者 約750名が出席

○基調講演 徳山日出男氏
「道路の必要性を東北震災から学ぶ」

「鈴鹿亀山道路」シンポジウム

東日本大震災の経験を踏まえ、「安全基盤」、「成長基盤」への投資の必要性を講演

道路利用者による意見発表

亀山市 消防の声
救急出動の約40%が鈴鹿市の病院への搬送であり、搬送時間の短縮のため高規格な道路整備が必要です。

高校生の声
幹線道路が渋滞するため通学路に車が入ってきます。安全な通学路確保のため道路整備を進めて欲しいです。

谷口 博昭氏 (元国土交通事務次官)
(シンポジウム主催団体のアドバイザー)
「道路整備は道半ばです。鈴鹿亀山道路の一日でも早い実現に向け、皆で頑張っていければと思います。」

- ### 要望
- 1 名神名阪連絡道路の国による調査を推進し、早期実現を図ること。
 - 2 鈴鹿亀山道路の都市計画決定手続きに関する調査を支援すること。

【県土整備部】

14 「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

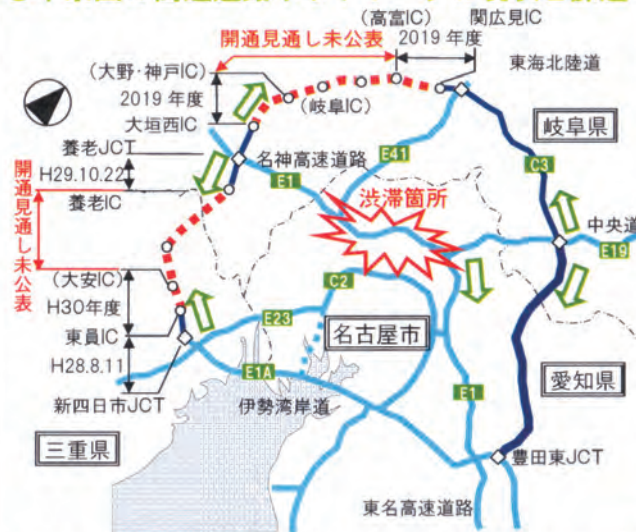
中京圏の高速道路を賢く使うための新たな料金体系の導入について

○料金体系の見直し状況

首都圏：圏央道の整備進展に伴い整備重視から利用者重視の料金体系が導入

近畿圏：高速道路ネットワークに必要な財源の確保により、未事業化区間が新規事業化されるなど新たな視点も入れ導入

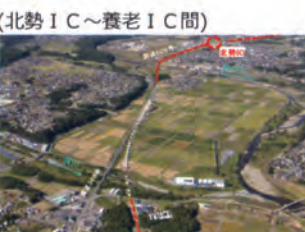
○中京圏の高速道路ネットワークの現状と課題



東海環状自動車道の整備状況 (東員IC~大安IC間)



平成30年度供用に向け整備が進んでいる



今後整備が進む区間

- ・ 路線により料金体系が異なるため、ネットワークの活用の選択肢を狭めている
- ・ 既存の高速道路ストックにおいて渋滞箇所があり、迂回する環状道路ネットワークが必要不可欠
- ・ 東海環状自動車道は、全区間で事業化されているものの、整備の見通しが立っていない (財源の確保が課題)

○中京圏の高速道路を賢く使うための取組

- 中京圏の高速道路を賢く使うためには、シームレスな高速道路ネットワークを構築することが必要
- 高速道路ネットワーク整備の財源確保につながる新たな料金体系の導入が必要

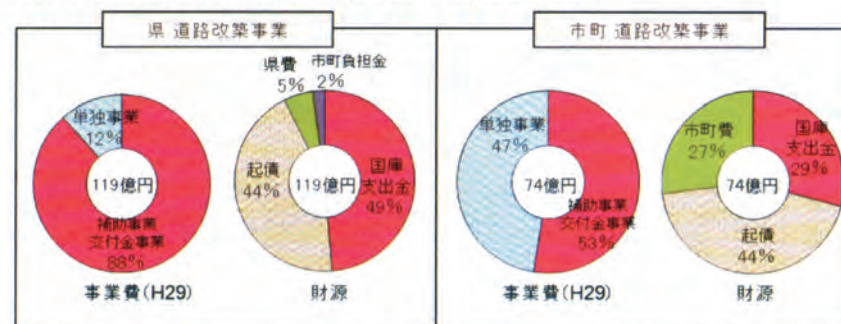
道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により
 県市町の道路改築事業に対して補助率の嵩上げ措置

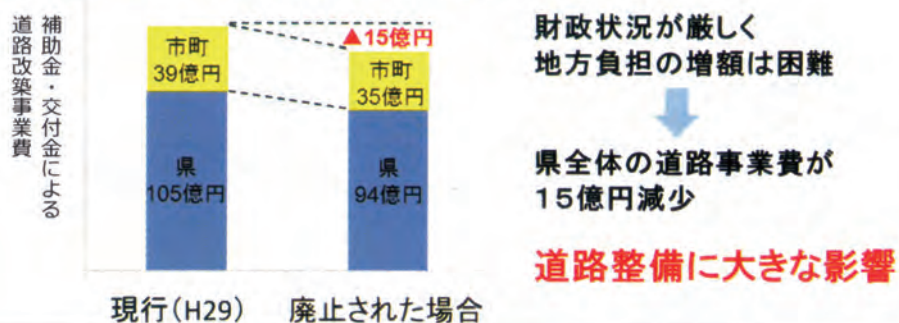
補助改築		交付金	
補助国道	都道府県道 市町村道	補助国道	都道府県道 市町村道
1/2	1/2以内	1/2	1/2以内
5.5/10に嵩上げ	地域高規格道路 5.5/10以内に嵩上げ	5.5/10~7/10の範囲内で嵩上げ	7/10以内に嵩上げ

平成29年度末までの時限措置

本県では道路整備の多くに補助金・交付金を活用



補助率の嵩上げが廃止された場合の影響



要望

- 1 中京圏の高速道路ネットワーク整備のスピードアップに向けた財源確保のため、早期に中京圏の高速道路料金の見直しをすること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げに措置について、平成30年度以降も継続すること。

15 「豊かで活力のある地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

【要望項目】 予算、制度

- 1 地域高規格道路の四日市インターアクセス道路、伊勢志摩連絡道路の整備推進に必要な予算を確保すること。
ストック効果を高める道路整備に必要な社会資本整備総合交付金の総額を拡大すること。
道路のり面等防災事業をはじめとする、防災・安全交付金の総額を拡大すること。
- 2 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）を早期に全面開園すること。
- 3 街路整備事業の推進に必要な予算を確保すること。
2021年「三重とこわか国体」・「三重とこわか大会」を契機としたスポーツ振興を支える基盤施設の整備へ財政支援を行うこと。
- 4 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における特例措置を平成30年度以降も継続すること。

《現状・課題等》

- 1 四日市インターアクセス道路は、四日市港と東名阪自動車道（四日市IC）、新名神高速道路（菰野IC（仮称））を連絡する道路で、現在、四日市湯の山道路区間において、平成30年度の新名神高速道路供用に合わせた全線供用に向け、整備を進めています。
伊勢志摩連絡道路は、近畿自動車道伊勢線、伊勢鳥羽二見ラインと連結し、伊勢志摩地域の観光リゾート拠点との連絡を強化する道路であり、地域の安全を担う緊急輸送道路です。南海トラフ地震等に備え、一刻も早く、現道の津波浸水想定区域を回避したルートである、磯部バイパス区間の整備を進める必要があります。
地方の成長を促し、人口減少を克服するには、道路ネットワークによる地域や拠点間の連携確保を推進する必要があります。
防災・減災対策として、災害に強い道路のり面の強化、緊急輸送道路にかかる橋梁の耐震化、道路施設の老朽化対策を重点的に進める必要があります。
- 2 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）は、平成27年度に一部開園されましたが、木曾三川を軸とした交流と繁栄の歴史を紹介する場として、また地域活性化・交流促進のため、早期に全面開園する必要があります。

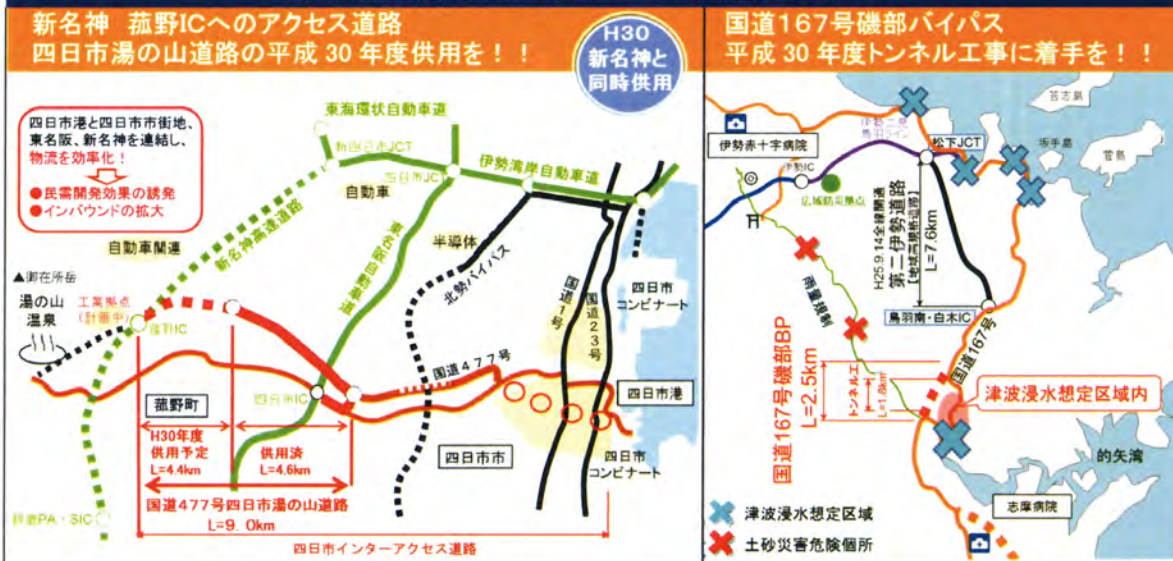
- 3 都市の円滑で安全な交通の確保、中心市街地活性化や都市防災の機能強化のため、街路整備や無電柱化を推進することが必要です。
2021年の「三重とわか国体」等を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツ基本法の基本理念であるスポーツによる交流の推進、競技力の向上、障がい者スポーツの推進等の取組を進めるため、これらを支える基盤施設となる五十鈴公園等の整備へ財政支援が必要です。
- 4 安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、街路をはじめとする都市基盤の整備を着実に進めてきました。しかし、本県には都市交通や南海トラフ地震等への備え、観光振興等まだまだ多くの課題が残されています。
これら課題を解決し長期にわたりストック効果を発揮していくには、街路の整備が必要不可欠なため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の特例措置の継続が必要です。

県担当課名 県土整備部道路建設課、道路管理課、都市政策課
関係法令等 道路法、都市公園法等

15 「豊かで活力のある地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

地域高規格道路の整備推進を！！



社会資本整備総合交付金による支援

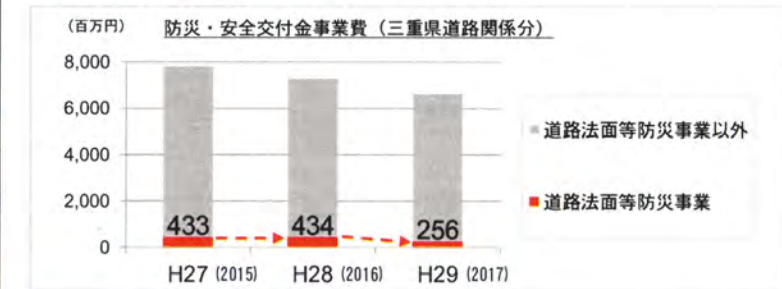
高規格幹線道路ICへのアクセス道路整備

接続IC	路線名	工区名	H30実施内容
東海環状自動車道北勢IC	(主)北勢多度線	阿下喜	道路改良工
東海環状自動車道大安IC	国道421号	大安インターアクセス	橋梁工
東海環状自動車道大安IC	国道365号	東員工区	橋梁工、道路改良工
新名神高速道路菟野IC	国道477号	菟野バイパス	道路改良工
名阪国道上野IC	国道368号	伊賀名張拡幅	橋梁工、道路改良工

防災・安全交付金による支援

防災・減災対策

- 災害に強い道路とするための道路のり面等防災事業を進めるには、**防災・安全交付金の総額の拡大が必要**
- 要対策箇所（ランク1）の対策完了率は約35%（1,264箇所のうち、対策完了は441箇所）



道路施設老朽化対策

- 法定点検により緊急措置（健全度Ⅳ）に位置付けられた施設は翌年度に着手、早期措置（健全度Ⅲ）以上の施設は5年以内に修繕を終える取組を実施中
- 点検結果に基づく修繕が一巡する2024年度以降、緊急措置（健全度Ⅳ）に位置付けられる施設が発生しないようにするためには、**毎年度約16億円（平成29年度予算と同額）が必要**

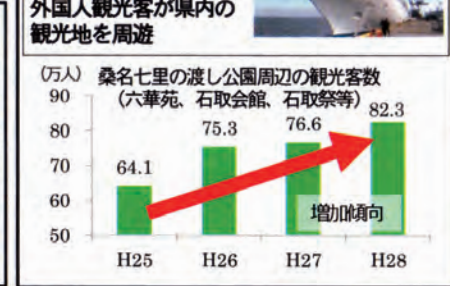
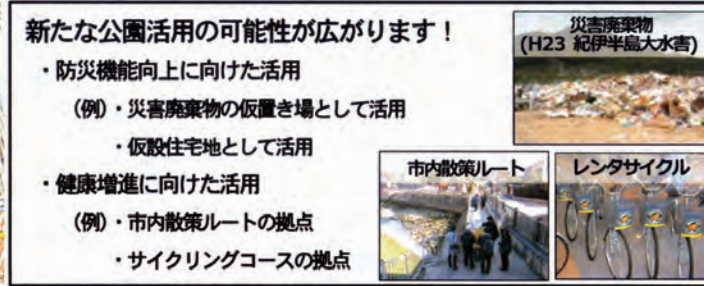
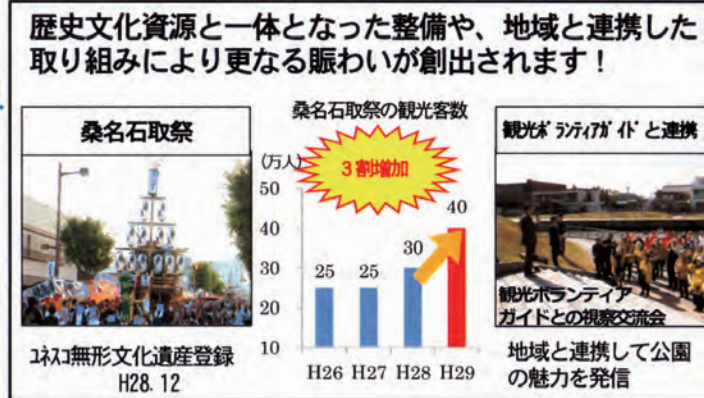
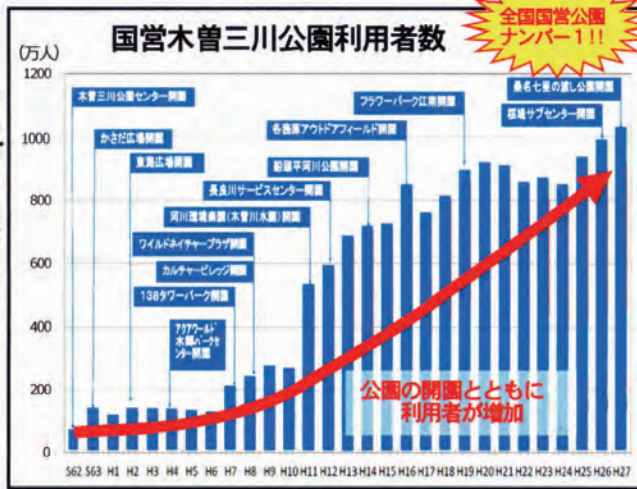
緊急輸送道路の橋梁耐震化

被災後速やかな機能回復が可能な耐震補強	直轄国道をまたぐ跨道橋
現在の対策完了率76% 536橋のうち130橋が未対策	対策が必要な跨道橋 2橋 うち福吉橋(国道23号) 平成29年度(2017年度)完了
○ 被災後速やかな機能回復が可能な耐震補強の対策完了率80%以上（2019年度）を目標	
○ 名阪国道をまたぐ友生架道橋の耐震補強を2021年度までに完了	
◎ 緊急輸送道路の耐震補強の加速化に必要な予算の安定的・持続的な確保が必要	

- 要望**
- 1 地域高規格道路の四日市インターアクセス道路、伊勢志摩連絡道路の整備推進に必要な予算を確保すること。
 - 2 ストック効果を高める道路整備に必要な社会資本整備総合交付金の総額を拡大すること。
 - 3 道路のり面等防災事業をはじめとする、防災・安全交付金の総額を拡大すること。

15 「豊かで活力のある地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

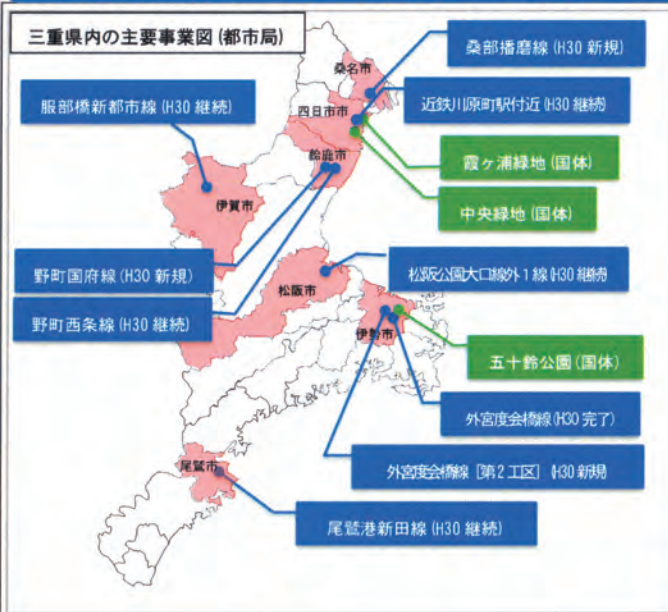


要望 国営木曾三川公園(桑名七里の渡し公園)を早期に全面開園すること。

15 「豊かで活力のある地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金による支援(街路、公園)



街路整備事業

(都) 外宮度会橋線 (無電柱化)

伊勢神宮前の景観向上及び快適な歩行空間の確保

2018(H30)年度 事業完了

景観の支障となっている電柱・電線

(都) 松阪公園大口線 (無電柱化)

踏切除去による交通渋滞の大幅な解消

2019年度 事業完了

引き続き街路の整備や無電柱化による都市防災機能の向上を図ります。

千人

H23 H24 H25 H26 H27 H28

伊勢神宮外国人参拝者数

(都) 尾鷲港新田線 (無電柱化)

防災拠点間の最短ルート確保による都市防災機能の向上

立ち並ぶ電柱の状況

(都) 桑部播磨線 (通学路対策)

市街地の渋滞緩和に寄与する環状道路としての機能確保

2018(H30)年度 新規着手

2018(H30)年度 新規着手

(都) 服部橋新都市線 (通学路対策)

歩道整備による通学路の安全確保

歩道が無くすれ違い困難

(都) 野町国府線 (通学路対策)

中野バイパスと一体となった道幅環境の整備

歩道が狭く危険な状況

スポーツ振興を支える基盤施設整備の推進

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年度
五十鈴公園陸上競技場供用開始 「スポーツイヤー元年」 重要な5年間スタート!	全国高等学校総合体育大会 (2018 彩る感動 東海総体)	ラグビーワールドカップ日本大会	四日市市営中央緑地体育館供用開始 全国中学校体育大会	東京オリンピック・パラリンピック 三重とこわか大会 三重とこわか国体	三重とこわか国体 三重とこわか大会

五十鈴公園 (陸上競技場) 【三重県】

総開・閉会式 陸上競技会場

進捗率 (2017 (H29) 年度末) 96%

中央緑地 (体育館) 等【四日市市】

体操、空手道、サッカー会場

進捗率 (2017 (H29) 年度末) 10%

スポーツイベントを契機とした好循環の創出

スポーツイベントによる交流の推進

県民の一体を生む 美し国三重市町対抗駅伝

オリンピックが 選手団 (体操) 四日市市で事前キャンプ決定

スポーツを通じた地域の活性化

生徒数日本トップクラスの相好体操クラブ (県内)

障がい者スポーツの祭典 希望郷いわて大会でも活躍

好循環の創出へ!!!

- 要望**
- 1 街路整備事業の推進に必要な予算を確保すること。
 - 2 2021年「三重とこわか国体」・「三重とこわか大会」を契機としたスポーツ振興を支える基盤施設の整備へ財政支援を行うこと。

【県土整備部、地域連携部】

15 「豊かで活力のある地域づくり」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

制度
要望

街路事業における「国の負担又は補助の割合の特例」の継続

現行制度の
支援措置

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」
における平成 20 年度以降 10 年間の特例措置
●街路事業交付金の国費率を「1/2 以内」から「5.5/10 以内」に高上げ



平成 30 年度以降も
継続

地域のニーズを踏まえ真に必要な街路整備
を推進するには**制度の堅持**が必須！！

現行制度による主な成果



H28 高架切替⇒踏切待ち解消

近鉄川原町駅付近連続立体交差(県施行)



H27 アンダーパス供用⇒踏切待ち解消

(都)松阪公園大口線(県施行)



H24 無電化完成⇒景観の向上

(都)外宮度会橋線(県施行)

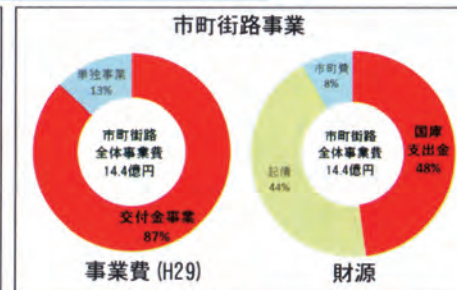
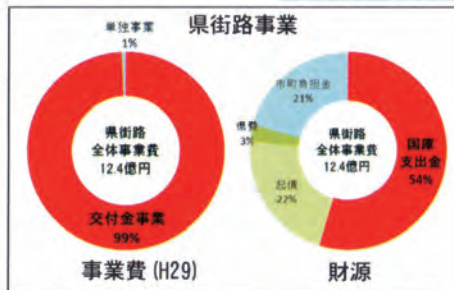


H22 パイパス供用・無電柱化完成
⇒渋滞解消、景観の向上

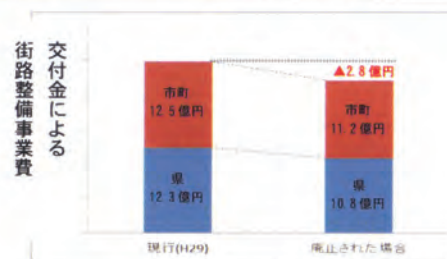
(都)相川小戸木橋線(県施行)

安全で快適な魅力あふれるまちづくりが進んでいます！

本県では街路整備の多くに交付金を活用



補助率の高上げが廃止された場合の影響



財政状況が厳しく
地方負担の増額は困難

県全体の街路事業費が
約 2.8 億円減少

街路整備に大きな影響

目標としていた 2018 年(平成 30 年)度までの
完成が困難となります。



(都)外宮度会橋線無電柱化(県施行)

国体開催(2021 年度)までの
完成が困難となります。



(都)桑名駅自由通路(桑名市施行)

要望

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における特例措置を平成 30 年度以降も継続すること。

16 四日市港の港湾・海岸事業の推進 (1 港湾機能維持に向けた取組)

(国土交通省)

【要望項目】 制度・予算

四日市港の港湾機能を維持するため、港湾施設に係る予防保全事業費および防災・安全交付金（港湾）の予算確保を図ること。

《現状・課題等》

- 四日市港は、明治の開港から現在に至るまで、背後圏産業を物流面から支えるという重要な役割を担っています。
- 四日市港霞ヶ浦地区北埠頭においては、直轄事業で進められている臨港道路霞4号幹線の整備（平成29年度末本体部分完成予定）をはじめ、民間企業による新たな物流センターの竣工（平成29年5月）、港湾管理者で実施したコンテナクレーン（W80）の増設（2基→3基、平成28年9月）など、国、民間企業、港湾管理者が一体となった港湾機能の強化が図られています。
- 一方、四日市港霞ヶ浦地区南埠頭をはじめとした他の地域では、港湾施設の老朽化が深刻な問題となっています。強化が図られた四日市港霞ヶ浦地区北埠頭の港湾機能を活かし、背後圏産業の物流需要を支えるためには、四日市港の港湾施設における予防保全事業を早期に完了させる必要があります。
- 大型客船等が着岸する霞ヶ浦地区南埠頭24号岸壁（W24）は、供用から30年以上が経過し老朽化が喫緊の課題となっているため、平成25年度から平成26年度にかけて直轄事業で調査、設計をしていただきましたが、船舶が安全に係留できる状態を維持するためには、直轄事業による予防保全事業を着実に実施するための予算確保が必要です。
- 四日市港における国際海上貨物輸送を担う重要なコンテナ専用岸壁である霞ヶ浦地区南埠頭27号岸壁（W27）は、供用から40年以上が経過し老朽化が進んでいます。そのため補助事業による予防保全事業で延命化を図っているところですが、コンテナ船が安全に係留・荷役できる状態を維持し、増加するコンテナ貨物の需要に的確に応えていくためには、円滑な本事業の進捗に向けたさらなる予算確保が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、社会資本整備総合交付金交付要綱

16 四日市港の港湾・海岸事業の推進 (1 港湾機能維持に向けた取組)

(国土交通省)



【要望項目】
四日市港の港湾機能を維持するため、港湾施設に係る予防保全事業費および防災・安全交付金 (港湾) の予算確保を図ること。

16 四日市港の港湾・海岸事業の推進 (2 海岸保全施設強靱化に向けた取組)

(国土交通省)

【要望項目】制度・予算

津波、高潮、波浪等の災害に備え、臨海部の住民・企業の安全・安心の確保を図るため、防災・安全交付金（海岸）の予算確保を図ること。

《現状・課題等》

- 本県が実施した地震被害想定調査の結果、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波等により県内で約 53,000 人の死者が発生するなど、広域かつ深刻な被害が想定されています。
四日市港においても、一部地域が津波による浸水域となることが想定されており、企業活動や住民生活の安全・安心の確保が喫緊の課題となっています。
- わが国有数の石油化学コンビナートが立地している四日市港は、電力、燃油等のエネルギー供給拠点として住民生活・企業活動を支えるとともに、高度な基礎素材・部材の供給拠点として、背後圏に集積するものづくり産業のサプライチェーンを根幹から支えています。
このような中、南海トラフ地震などの大規模地震や津波により、被害を受けた場合は、エネルギー供給機能の低下が生じ、住民生活や復旧作業等へ影響が出ることが懸念されるとともに、基礎素材・部材のサプライチェーン寸断による、背後圏産業の生産性低下が危惧されるところです。
- 津波、高潮、波浪等に対する臨海部の住民・企業の安全・安心を確保していくためには、海岸保全施設について、耐震・耐津波対策や長寿命化計画に基づく老朽化対策を行う必要があり、本対策を円滑に実行するためには、防災・安全交付金（海岸）のさらなる予算確保が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合
関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

16 四日市港の港湾・海岸事業の推進 (2 海岸保全施設強靱化に向けた取組)

(国土交通省)



臨海部コンビナートや住民生活を守る



- 対策が必要な海岸保全施設の約5割がコンビナート沿岸(8.1km)
- 海岸保全施設周辺では、活発な企業活動が展開
- 企業の生産性を確保するため、企業活動を阻害することなく、整備を行う必要がある

◆施設整備には **莫大な事業費** **高度な技術力** が必要！

臨海部の住民・企業の安全・安心確保



- 富田港地区 整備済延長240m 事業進捗率42% (H15年度から事業着手)
※平成29年度末予定 事業進捗率55%
- 臨海部の住民・企業や三重県内の大動脈である国道23号、鉄道の安全・安心確保
- 要対策延長のうち現段階での進捗率はわずか13%

◆南海トラフ地震の切迫性から防災・安全交付金(海岸)による **早急な対応を!**

【要望項目】

津波、高潮、波浪等の災害に備え、臨海部の住民・企業の安全・安心の確保を図るため、防災・安全交付金(海岸)の予算確保を図ること。

17 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 2018年度（平成30年度）以降も「社会保障の充実」に係る地方負担について必要な財政措置を講じるとともに、さらなる社会保障の充実が実施される場合には、施策の実施に必要な財政措置を確実に講じること。
- 4 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実にすること。

《現状・課題等》

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、地方の歳出水準については「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされています。

平成30年度地方財政収支の仮試算においては、上記方針をふまえ、地方の一般財源総額は、地方税・地方譲与税が前年度比で0.3兆円の増額となる一方で、地方交付税が前年度比で0.4兆円の減額となりましたが、臨時財政対策債が0.5兆円の増額となった結果、前年度比で0.4兆円増の62.5兆円となっています。なお、不交付団体水準超経費分を除く、交付団体ベースの一般財源総額は、前年度比で0.3兆円の増加となっています。

地方が責任を持って、人口減少対策、地域経済活性化、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。

- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。
- 3 2017年度（平成29年度）においては、保育士や介護人材等の処遇改善などの「社会保障の充実」に係る地方負担について必要な地方財政措置が講じられたところですが、2018年度（平成30年度）以降も引き続き財政措置を講じるとともに、さらなる社会保障の充実が実施される場合には、地方財政の運営に支障が生じないよう施策の実施に必要な財政措置を確実に講じることが必要です。
- 4 国・地方を通じた厳しい財政状況や今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実に行うことが必要です。

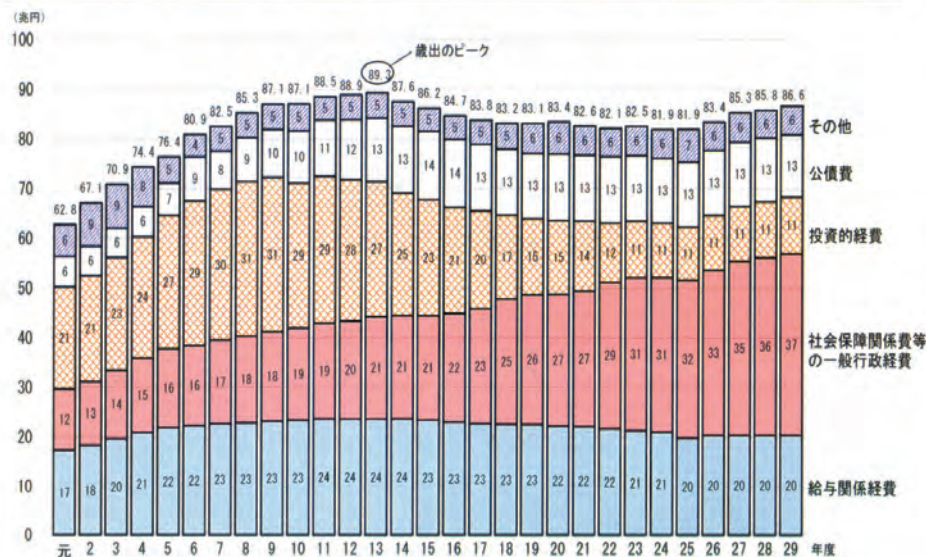
県担当課名 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

17 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

地方財政計画の歳出の推移

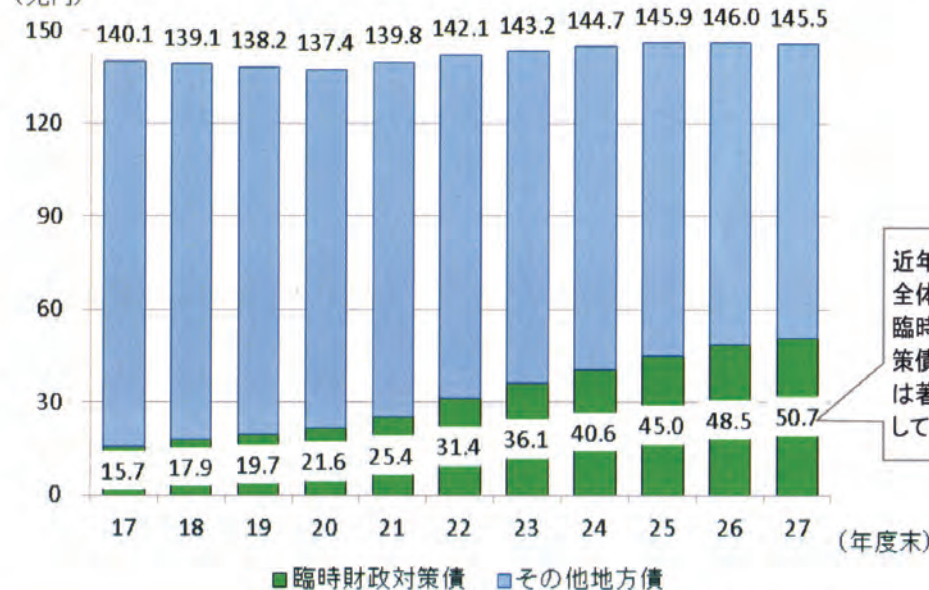
近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



(出典)地財審意見書

地方債現在高に占める臨時財政対策債の推移

(兆円)



近年、地方債全体に占める臨時財政対策債の割合は著しく増加している。

「平成 29 年度地方財政白書」(総務省)をもとに作成

【要望項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 2018 年度(平成 30 年度)以降も「社会保障の充実」に係る地方負担について必要な財政措置を講じるとともに、さらなる社会保障の充実が実施される場合には、施策の実施に必要な財政措置を確実に講じること。
- 4 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019 年 10 月において消費税・地方消費税の 10%への引上げを確実に行うこと。

18 ゴルフ場利用税の堅持・地方消費税の清算基準見直し・森林環境税（仮称）における 国と地方の役割整理

（総務省）

【要望項目】 制度・予算

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方消費税の清算基準における人口割合について、さらにその割合を上げること。
- 3 森林吸収源対策の安定的な財源確保に向けた森林環境税（仮称）の導入にあたっては、地方自治体の意見もふまえながら、既に地方自治体独自で課税している森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税との整合を図り、国と地方における役割を十分に整理した上で、制度設計がなされること。

《現状・課題等》

- 1 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」とあるという指摘や、ゴルフがオリンピックの正式競技として復帰したこと等、スポーツ振興の観点からも廃止を求める要望や議論があります。
しかしながら、その7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっていることから、ゴルフ場利用者が負担すべきものと考えます。
また、本県のゴルフ場数は全国10位と多く、ゴルフ場利用税は都道府県・市町村の貴重な財源となっていることから、ゴルフ場利用税の堅持が必要であると考えます。
- 2 地方消費税については、最終消費地（税の最終負担者である消費者が消費を行った地域）に税収を帰属させるため、税収を小売販売額等、人口、従業者数といった消費に関連した基準によって都道府県間で清算する仕組みがあります。
平成29年度税制改正において、清算基準における人口割合が17.5%へ引き上げられましたが、例えば、県内の消費者が他県の店舗で物品を購入し、県内で消費する場合であっても、依然として店舗が所在する県に税収が多く配分されることに変わりはありません。
税収の帰属を適正化する観点から、清算基準における人口割合をさらに引き上げることが必要と考えます。
- 3 平成29年度の税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされています。
森林環境税（仮称）の導入にあたっては、既に全国で本県を含む37府県と1市で森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税が実施されており、二重課税という指摘も想定されることから、国と地方（都道府県・市町村）における役割を十分に整理した上で、国民や市町村の理解が得られるような制度設計がなされる必要があると考えます。

県担当課名 総務部税務企画課

関係法令等 地方税法、平成29年度与党税制改正大綱

18 ゴルフ場利用税の堅持・地方消費税の清算基準見直し・森林環境税(仮称)における国と地方の役割整理

(総務省)

① ゴルフ場利用税の堅持

<ゴルフ場関連の行政需要>

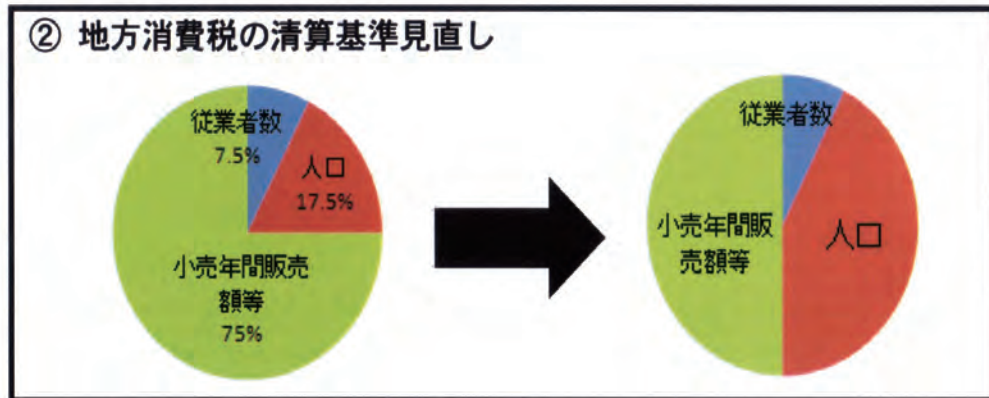
- アクセス道路の整備・維持管理
- ゴルフ場周辺の地滑り対策
- 農薬・水質調査等の環境対策

三重県のゴルフ場数は
全国 10 位



受益者（ゴルフ場利用者）が
税として負担すべき

地方の貴重な財源




③ 森林環境税(仮称)における国と地方の役割整理

すでに
37 府県・1 市で実施

→

導入にあたっては
国と地方の役割を
整理すべき



- 【平成 29 年度 与党税制改正大綱より抜粋】
- ① ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。
 - ② 地方消費税の清算基準については、平成 30 年度税制改正に向けて、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。
 - ③ 森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。

- 【要望項目】
- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
 - 2 地方消費税の清算基準における人口割合について、さらにその割合を上げること。
 - 3 森林吸収源対策の安定的な財源確保に向けた森林環境税(仮称)の導入にあたっては、地方自治体の意見もふまえながら、既に地方自治体独自で課税している森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税との整合を図り、国と地方における役割を十分に整理した上で、制度設計がなされること。